

小田原市 緑の基本計画
都市特性調査報告書

目 次

1	都市の概要	1
	(1) 立地	1
	(2) 成り立ち	2
	(3) 自然と人の営み	2
2	自然・地形の状況	4
	(1) 地勢	4
	(2) 地質	6
	(3) 水系	7
	(4) 動植物分布	8
3	土地利用	12
	(1) 土地利用の状況	12
	(2) 住宅開発動向	14
4	気候	15
	(1) 気温と降水量	15
5	人口	16
	(1) 人口動態	16
	(2) 人口分布	17
6	産業・観光	18
	(1) 農業	18
	(2) 観光業	19
7	社会動向	20
	(1) みどりに関する法律の改正等	20
	(2) 自然との共生「30by30（サーティ・バイ・サーティ）目標」	28
	(3) 脱炭素社会の実現	30
	(4) グリーンインフラの推進	30
	(5) 流域治水の推進	31
	(6) 生物多様性への配慮	32

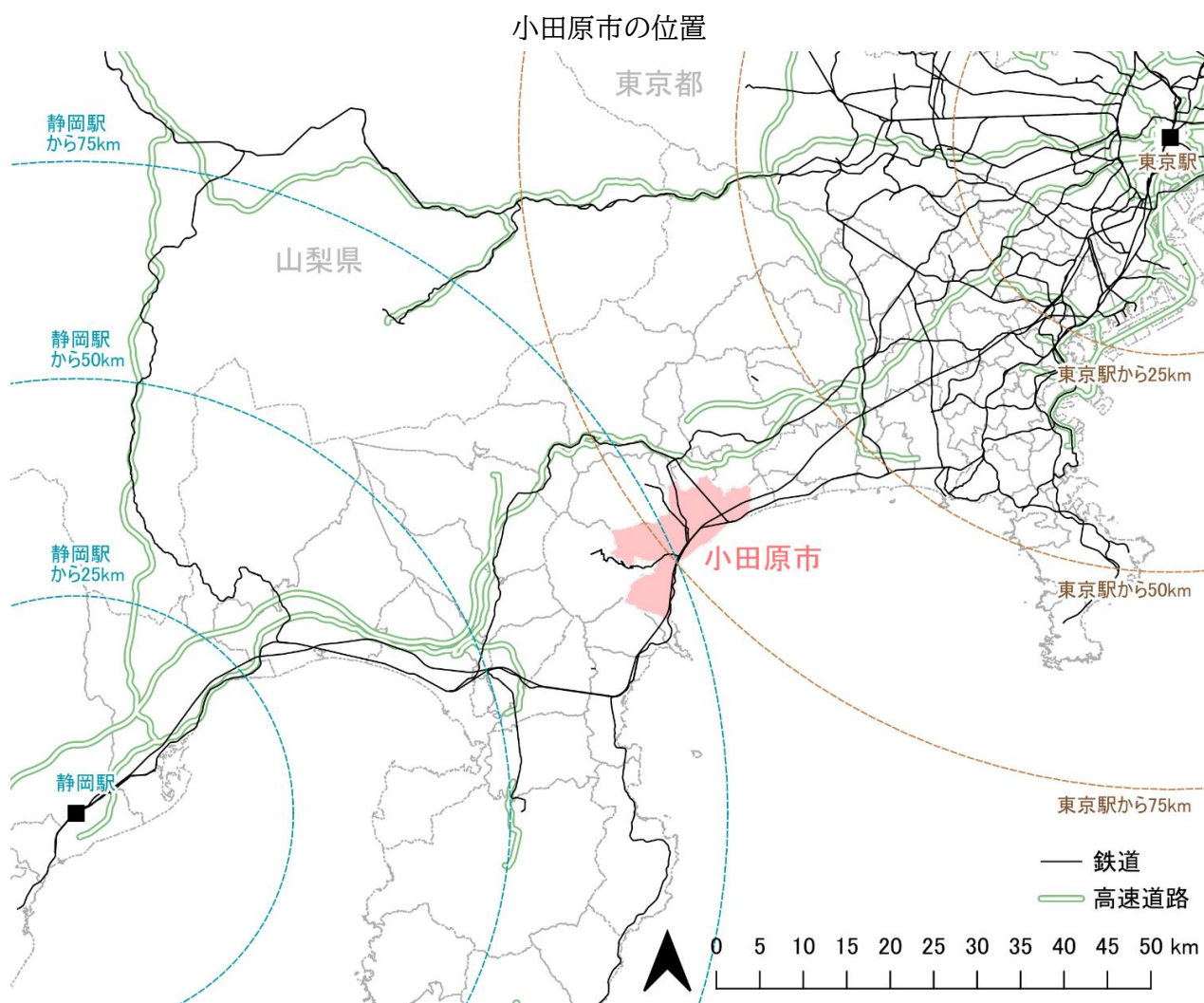
（7）立地適正化計画とコンパクト・プラス・ネットワーク	33
（8）居心地が良く歩きたくなるまちなか創出の推進（ウォークブル推進都市）	34
（9）歴史文化を活かしたまちづくり	35
まとめ 小田原市の都市特性と社会動向を踏まえた影響	36
（1）小田原市の都市特性のまとめ	36
（2）社会動向のまとめ	37
（3）社会動向と小田原市の都市特性を踏まえた緑のまちづくりの戦略	38

1 都市の概要

(1)立地

本市は神奈川県南西部に位置し、東京駅と静岡駅のほぼ中間地点に位置しています。市域は、東西 17.5 km、南北 16.9 km、面積は 113.60 km²で、横浜市・相模原市・山北町・川崎市に次いで県内 5 番目の広さを有しています。周辺は南足柄市、二宮町、大井町、開成町、中井町、箱根町、真鶴町、湯河原町に囲まれています。

鉄道は、東海道本線・東海道新幹線・御殿場線・小田急小田原線・箱根登山鉄道・伊豆箱根鉄道大雄山線が配置されており、自動車交通は、東西方向に自動車専用道路として小田原厚木道路と西湘バイパスが整備され、国道 1 号や国道 135 号等が主要幹線道路となっています。広域交通は都心や首都圏の主要都市、周辺の観光地からアクセスしやすい立地となっています。



出典：国土数値情報

(2)成り立ち

本市は、戦国時代に後北条氏が小田原城入りしたこと機に発展を始めました。北条氏は商人や職人など多くの人材を上方から招き、産業を興しました。まちは活気にあふれ、城下には水路（小田原用水）もひかれ、関東随一の城下町として、高度な都市機能を有していたといえます。

江戸時代に入り、小田原は東海道五十三次屈指の宿場町として全国に知られるようになります。1601（慶長6）年に成立した小田原宿は、江戸を出てから東海道を西へ二十里余、品川宿から数えて9番目にあたる宿場町でした。日本橋を出立した人の多くが、難所「箱根山」を越えることに備えて、小田原宿を利用したといわれています。商人の家が建ち並び、多くの旅人の往来で活気に満ちていました。

明治維新を経て、1887（明治20）年に新橋と国府津間で東海道線が開通します。鉄道の開通に加え、温暖な気候、清浄な空気、美しい景観という小田原の魅力が評判となり、別荘地や保養地として注目を集めるようになります。伊藤博文や大隈重信、山縣有朋（やまがたありとも）など、近代日本の幕開けを担った政財界人や軍人が、続々と居を構えています。また、北原白秋や谷崎潤一郎など、日本近代文学を代表する文人たちも、こぞって小田原の地に移ってきました。彼らの邸宅の一部や記念碑などが現在も市内に残されており、当時の面影が偲ばれる風情あるまちなみを形づくっています。

(3)自然と人の営み

①水と人の暮らし

酒匂川の水は、古くから飲料水や農業用水等に利用され、人びとの暮らしを支えてきました。小田原の伝統・文化もまた、海や川の恵みの中で紡がれてきました。そのような水の恩恵を享受してきた一方で、扇状地河川の宿命ともいべき氾濫・水害の歴史も併せ持っています。江戸時代から初期の大口堤をはじめ、宝永大噴火後の文命堤、1978（昭和53）年完成の三保ダムなど、先人たちが時代を超えて取り組んできた治水事業により、現在の緑豊かな足柄平野が守り継がれてきました。小田原のまちづくりの歴史は、治水とともにあったといっても過言ではありません。豊潤な小田原の水資源は、水を必要とする製造業や研究機関にとって価値あり、酒匂川沿いには多くの企業が操業しています。また、海や川は、イベントやアクティビティなど楽しみを生み出す場所としても機能しています。

②森と人の暮らし

まちの総面積の約4割は森林で、その内、スギ、ヒノキ等の人工林が約7割を占めています。そのほとんどは戦後植栽されたもので、現在は本格的な利用期を迎えています。豊かな木々は、澄んだ空気の源となるとともに、気温・湿度のコントロールや災害防止など、様々な効果をもたらし、まちの貴重な財産として小田原の環境を守ってきました。また、林業・木材産業の歴史も長く、小田原には、「川上」（木材を生産すること）、「川中」（木材を加工すること）、「川下」（木材を使うこと）という、木材資源をめぐる地域間サイクルが成立しています。まちのすぐ近くに森があり、原木の生産から木材の流通・加工までを一つのまちで行うことができる点が、大きな特徴となっています。

③農と水産の特徴

温暖な気候と海・山・川が隣接した小田原ならではのロケーション、そこに城下町・宿場町として培われてきた500年の歴史があいまって、蒲鉾、干物、梅干、和菓子、茶の湯など、豊かな特産物が育まれてきました。



出典：小田原市公式ガイドブック

2 自然・地形の状況

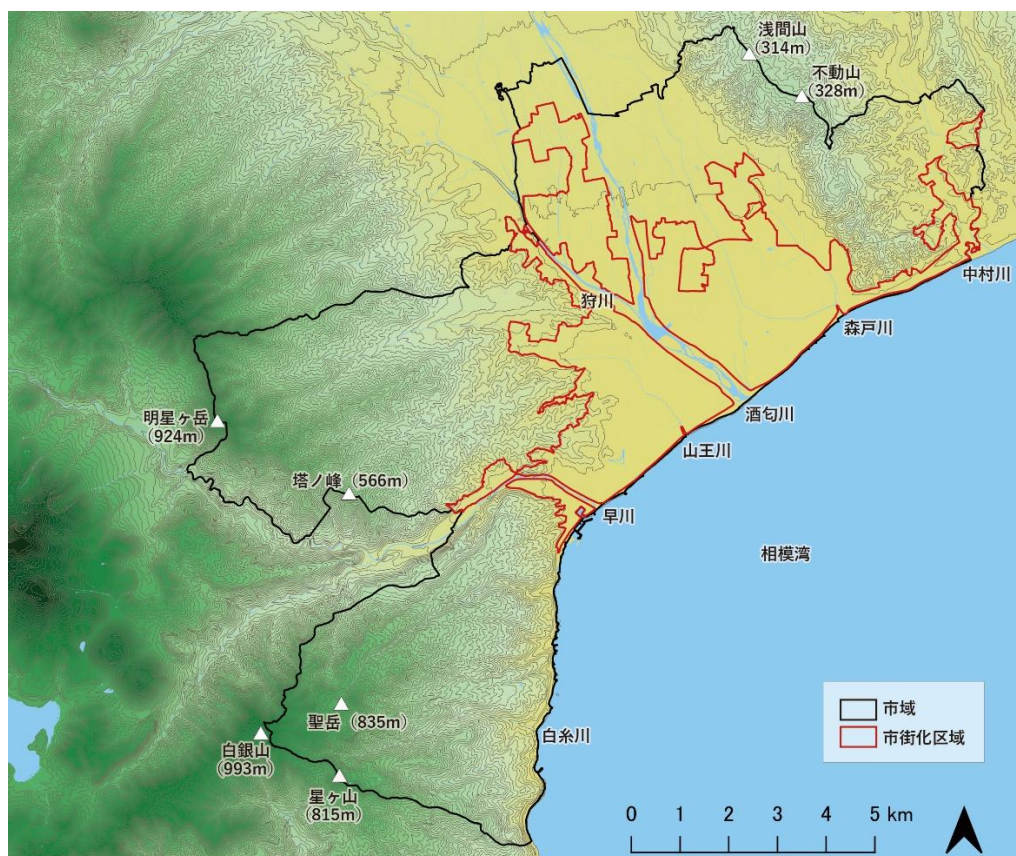
(1)地勢

神奈川県西部から静岡県境にかけては山地が多く分布し、北側は丹沢山地、その西側には富士火山が位置します。一方、南西側は足柄山地を挟み箱根火山が位置し、南部には伊豆半島が伸びています。このような地形構造の中に位置する小田原市は、山地、丘陵地、平野、河川、海岸が分布する変化に富んでいます。

本市の西部は箱根連山南部の外輪山に当たる箱根火山地が占め、東部は大磯丘陵につながる丘陵地帯です。周辺を囲む山々を起点する河川がいくつかに分かれて市域に流れ込み、足柄平野を中心とした扇状地性の沖積低地を形成しながら、相模湾に流れ込んでいます。大磯丘陵の沿岸部には海岸段丘が形成され、崖地が分布しています。

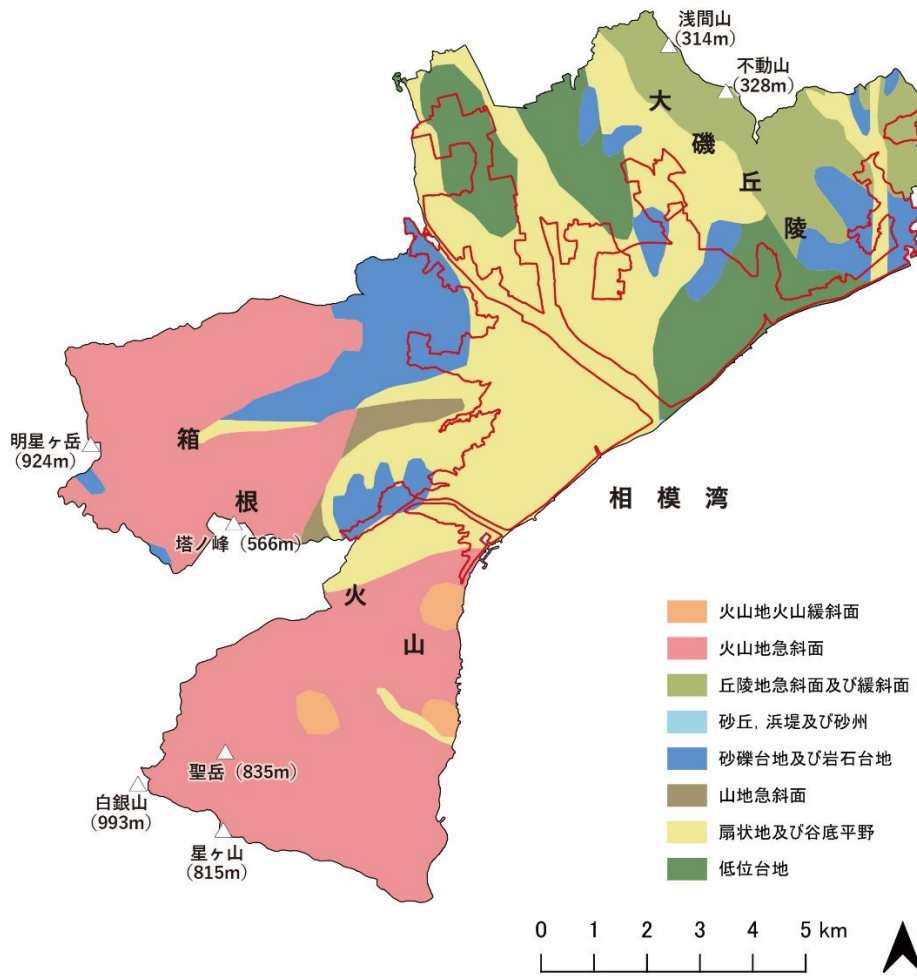
市内の最高地点は南足柄市と箱根町との境界点付近の1,020m、主な山としては箱根古期外輪山では明星ヶ岳(924m)、塔ノ峰(566m)、聖岳(835m)、大磯丘陵では不動山(328m)、浅間山(314m)です。主な河川としては、白糸川、早川、山王川、狩川、酒匂川、森戸川、塔台川、中村川があります。

地勢図



出典:国土地理院基盤地図情報「数値標高モデル」、『小田原市市史別編自然編』p15~17 をもとに作成

地形分類図

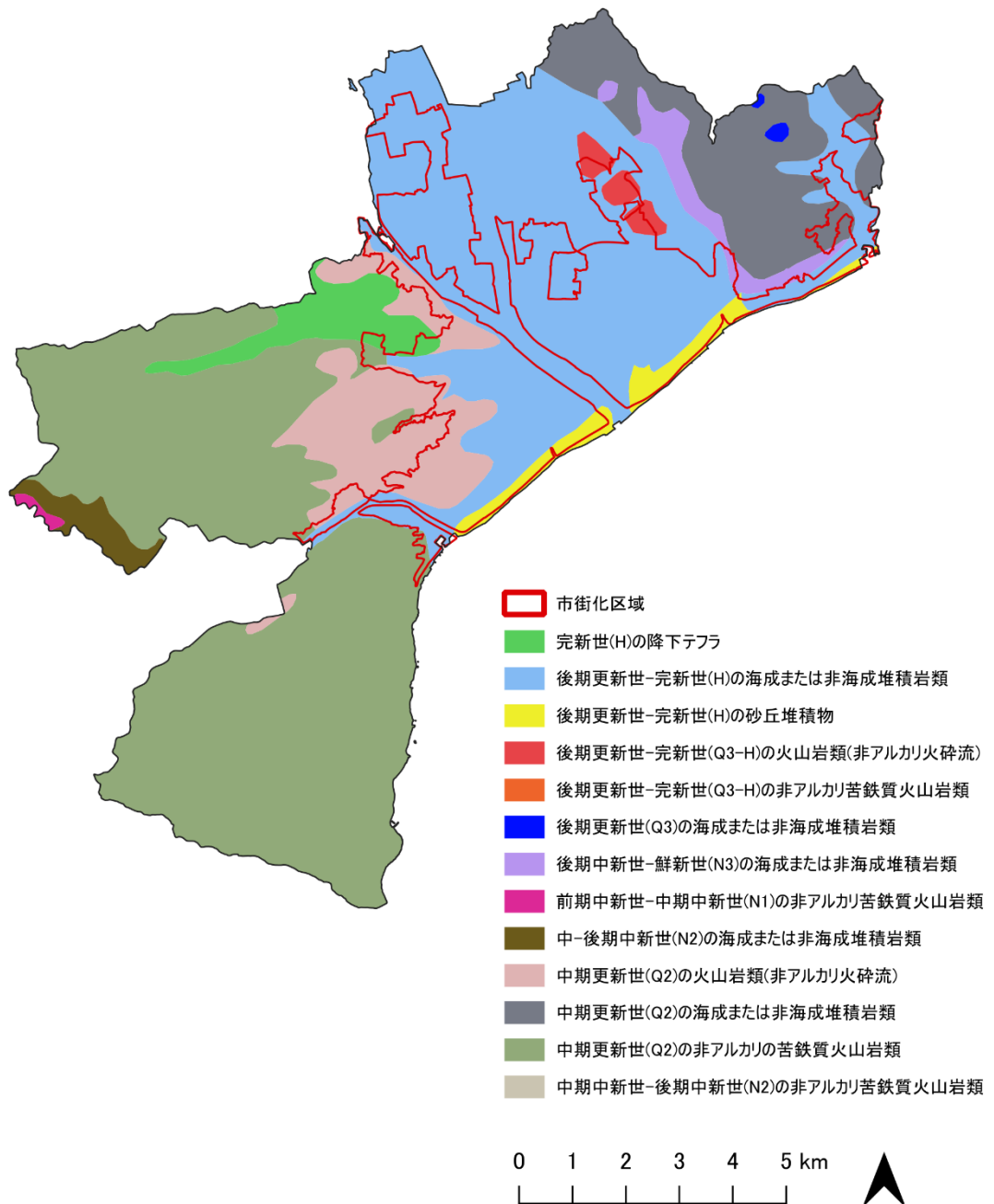


出典: 国土数値情報「地形分類」、『小田原市市史別編自然編』p15～17 をもとに作成

(2)地質

箱根火山の山麓部にあたる市の西部から南西部は火山岩類や火山灰や軽石など堆積物で構成されています。市域中央部、市街化区域の大部分を占める足柄平野は酒匂川による沖積平野であり礫・砂・泥が厚く堆積する堆積岩層で構成され、そのうち相模湾に面する地域は砂丘堆積物でおおわれています。一方、市域東部は大磯丘陵の南西部に位置しており、堆積岩類で構成されています。

地質の状況

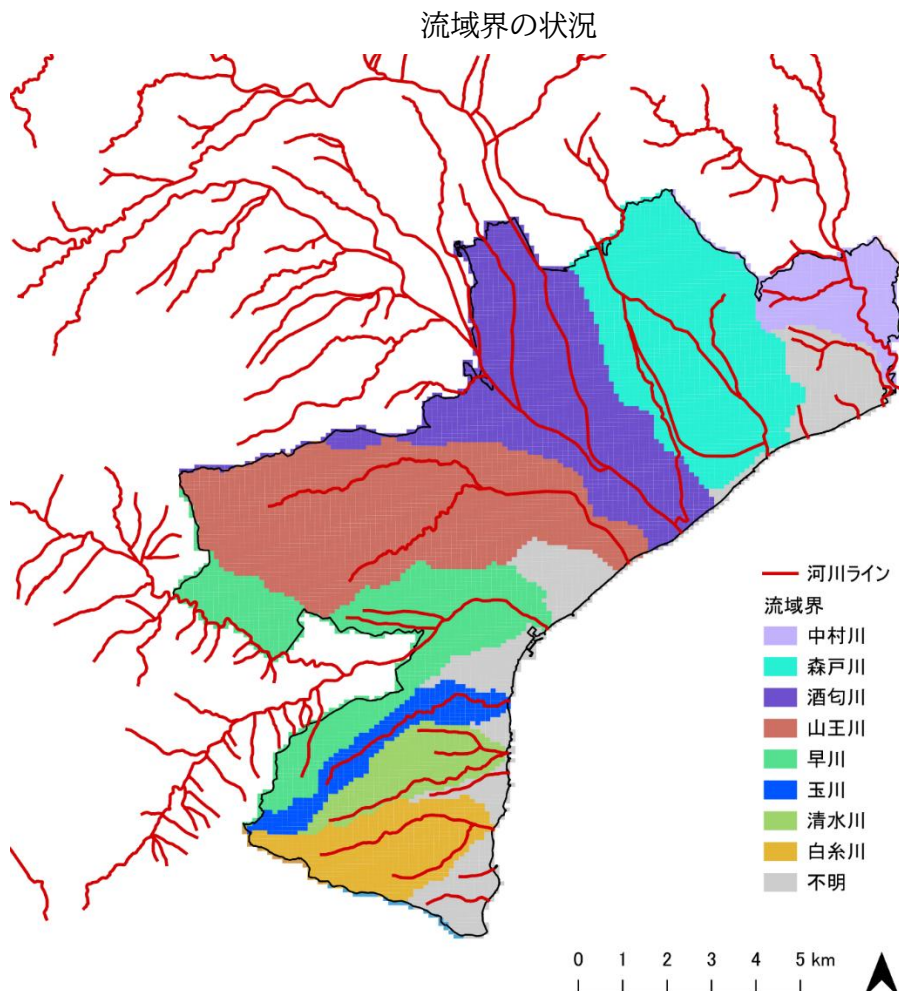


出典：令和2年度 小田原市自然環境調査、小田原市市史別編自然編 p14～19

(3)水系

流域界をみると、市域は大きく分けて8つの流域界に分かれています。中村川や森戸川、酒匂川、早川は市域外まで含めてみたときに流域面積は広範にわたっています。足柄平野を縦断するように流れる酒匂川は富士山東麓に水源があり、発電、灌漑、水道水源として開発利用がされています。

また、市内には多くの水路があり豊かな水環境を形成しています。足柄平野の多くの農業用水は酒匂川から取水しており、これらは地下水の主涵養源となっています。水早川を水源として北条氏が城下町を潤す為に設けたといわれる小田原用水（上板橋～護摩堂川）、同じく早川から江戸時代（18世紀末）に小田原藩により水田開発のための農業用水路として開かれた荻窪用水（箱根町塔之沢付近～荻窪）、二宮尊徳が掘った排水路の報徳堀など、古くからの用水路や排水路が遺されています。



出典：国土数値情報 河川データ

(4)動植物分布

①植生図

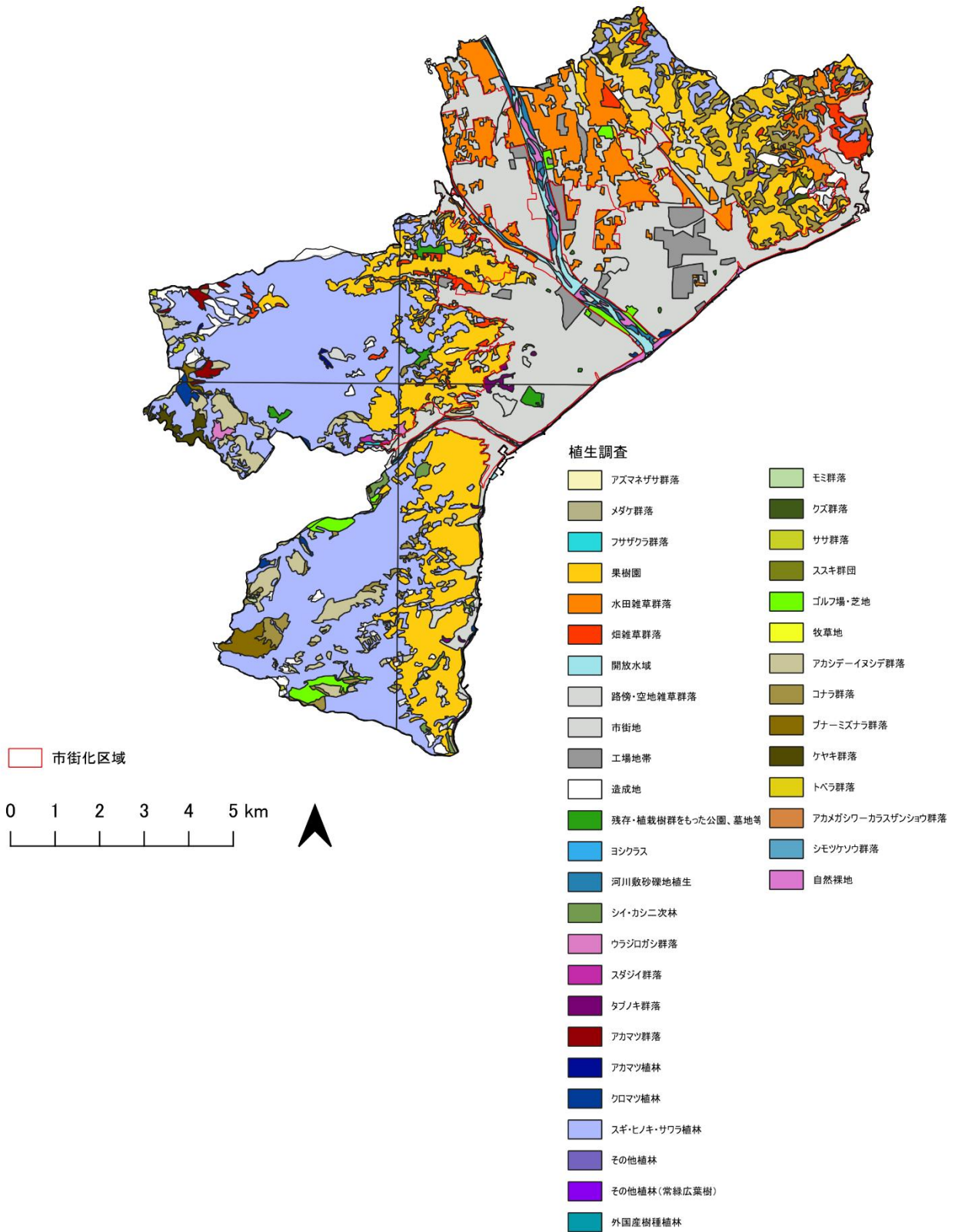
市の西部の箱根火山地は人工林が多く、山麓では果樹・桑等が分布しています。特に標高200m程度の地域ではミカン栽培が盛んです。市域の中央部ではかつては水田や果樹園が広がっていましたが、近年は市街化が進みほとんどが植生の乏しい路傍が目立ちます。市の東部の大磯丘陵は二次林の割合が高くなり、果樹・桑のほかにもとまった畑もみられます。足柄平野の河口部から上流に向かうと水田が広がっています。

出典：小田原市市史別編自然編 p169

環境省自然環境局生物多様性センターの自然環境保全基礎調査によると、主な植生として次のようなものがみられます。

山地	スギ・ヒノキ・サワラの植林が中心ですが、アカマツ群落、ブナ・ミズナラ群落、コナラ群落、アカシデーヌシデ群落、モミ群落などもみられます。
丘陵地	スギ・ヒノキ・サワラの植林やアカシデーヌシデ群落が中心ですが、シイ・カン二次林、コナラ群落、ススキ群団などもみられます。
海岸や河川	オギ群集、カワラハハコ・ヨモギ群落、メダケ群落、ヨシクラス、クロマツ植林、ニセアカシア群落などがみられます。

植生図

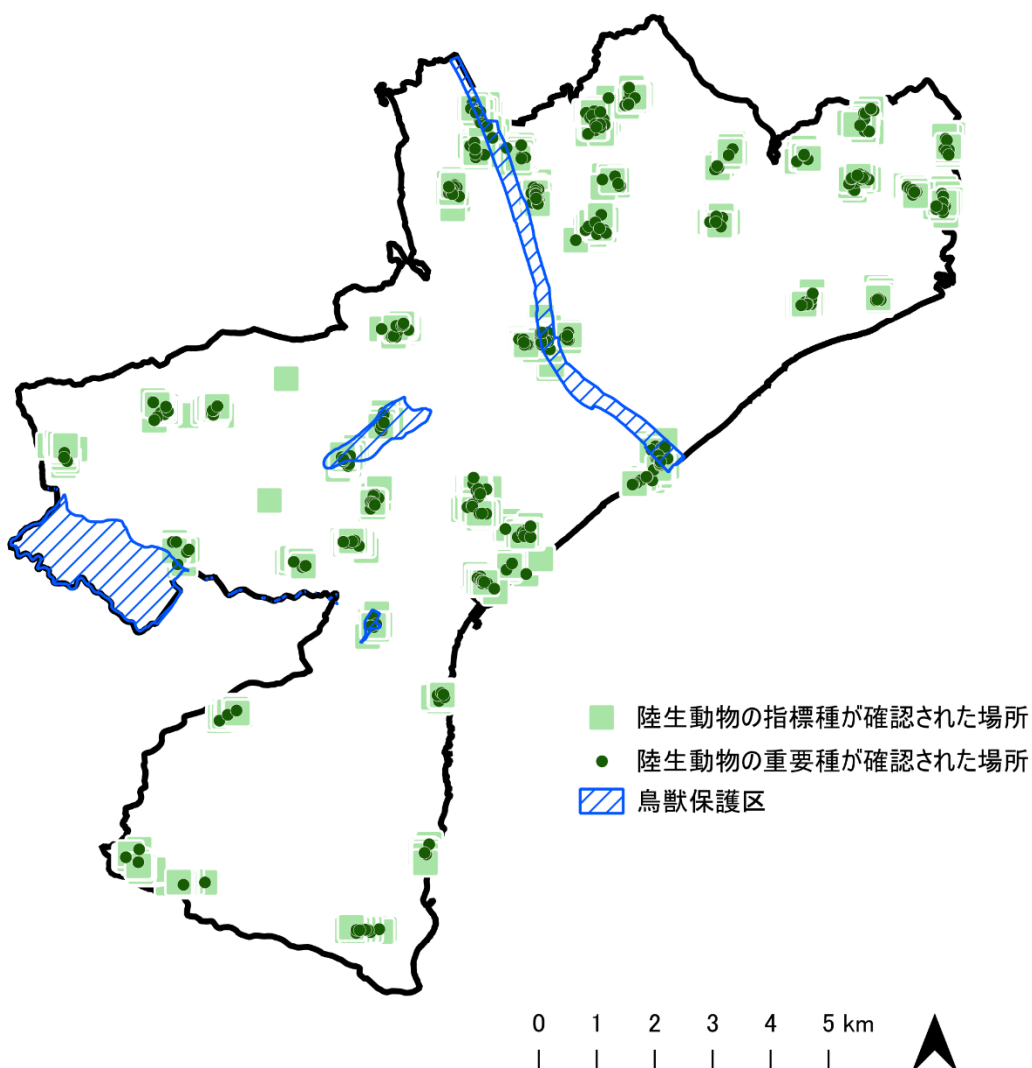


出典:環境省自然環境局 生物多様性センター「自然環境保全基礎調査 植生調査(1/25,000 縮尺) 第6-7回」

②生き物の生育状況

陸生動物の指標種としてはアオキ、スズメ、シジュウカラ、タチツボスミレ、カタバミ、オッタチカタバミ、ツバメ、ヤマガラ、ウグイス、アケビ、セイヨウタンポポ、ニイニイゼミ、モズ、ヤブツバキ、ミツバアケビなどの観測頻度が多くなっています。重要種としてはツバメ、モズ、ハグロトンボ、ヒガシニホントカゲ、ヒガシキリギリス、キビタキ、イタチ、ノスリ、シュレーゲルアオガエルなどの観測頻度が多くなっています。鳥獣保護区は、酒匂川沿川や久野地域の一部が指定されています。

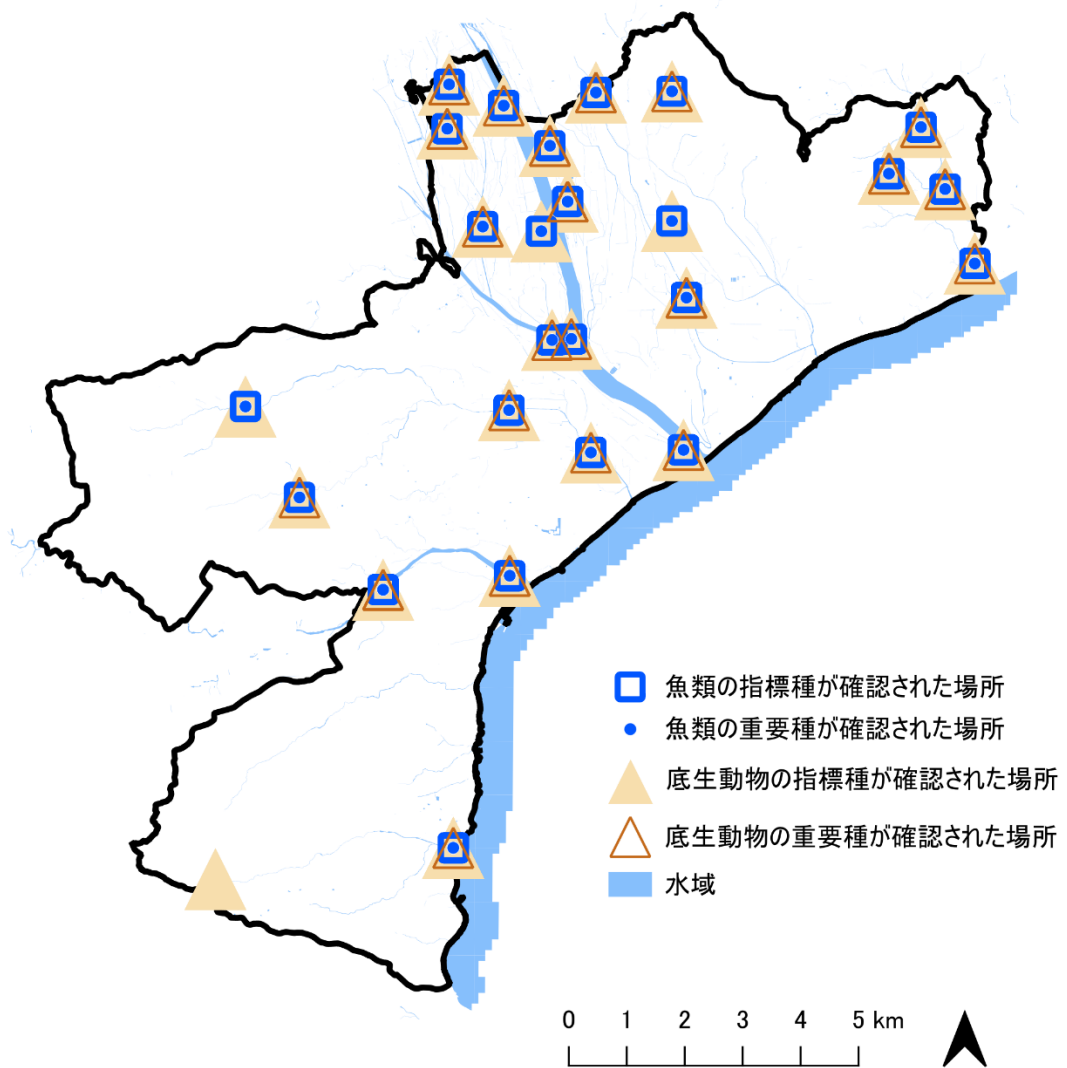
陸生動物の生息状況



出典：令和2年度 小田原市自然環境調査

水生動物の指標種としてはアブラハヤ、シマヨシノボリ、カワニナ、ボウズハゼ、スミウキゴリ、ヒラテテナガエビ、サワガニなどの観測頻度が多くなっています。重要種としては、アブラハヤ、ボウズハゼ、スミウキゴリ、ハグロトンボ、ドジョウ、コイ、ウグイ、ニホンウナギ、コヤマトンボなどの観測頻度が多くなっています。

水生動物の生息状況

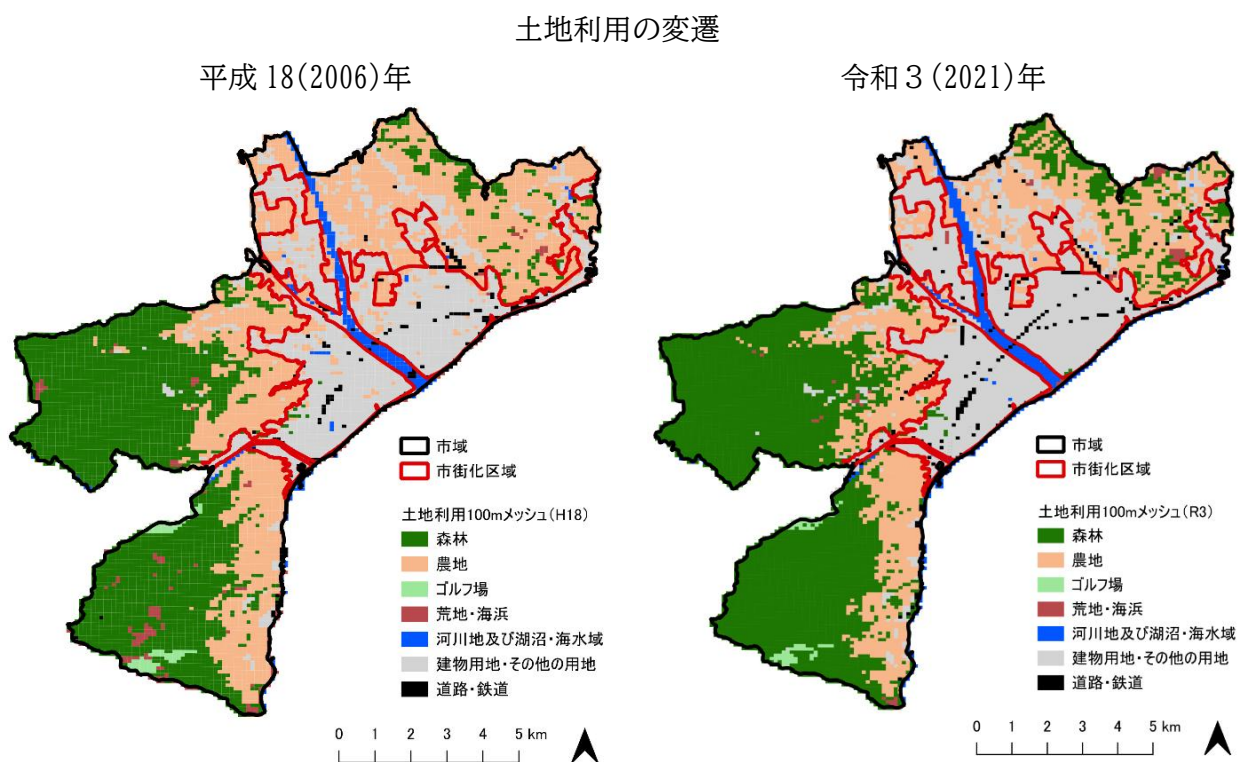


出典：令和2年度 小田原市自然環境調査

3 土地利用

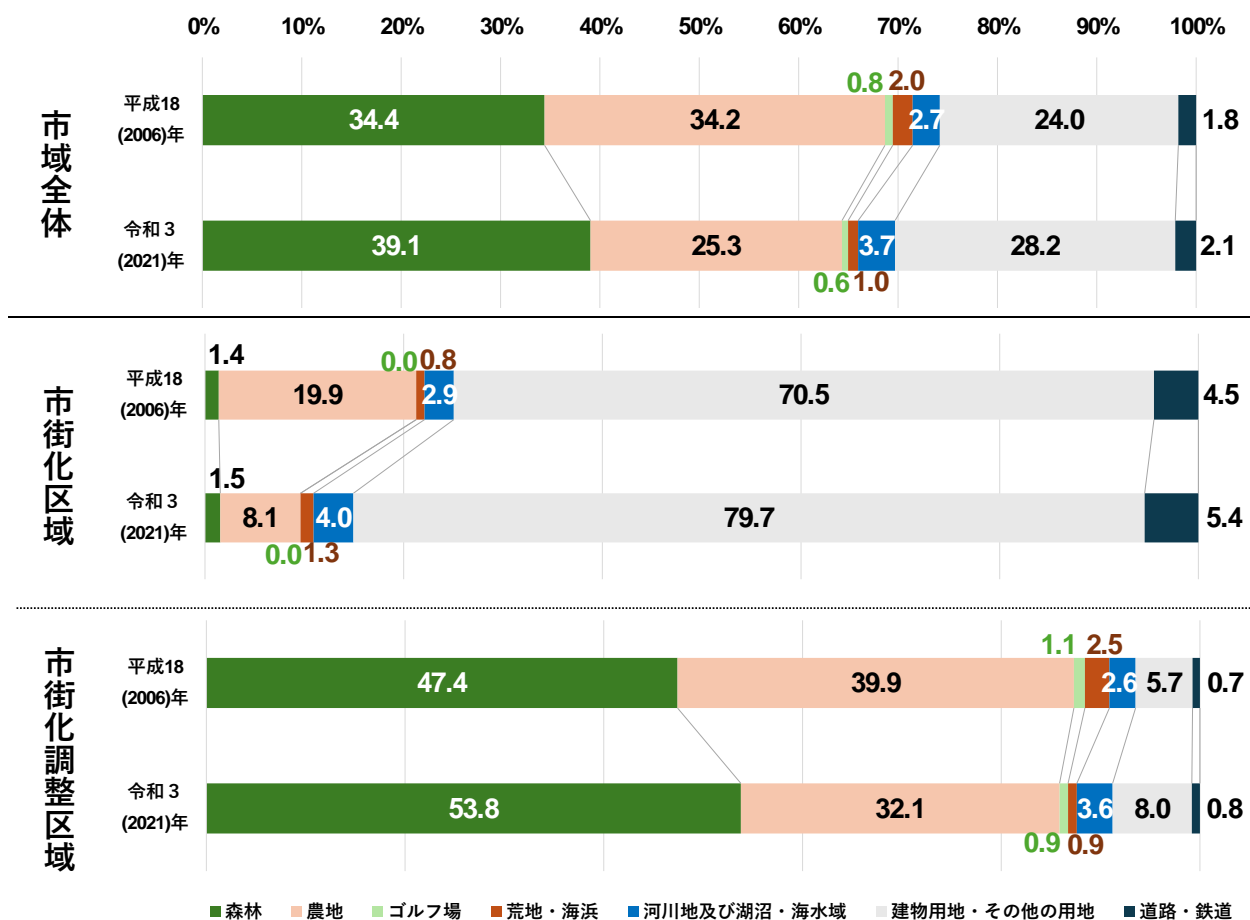
(1)土地利用の状況

土地利用の状況を見ると、平成18年と令和3年の比較において、市街化区域内では農地が減少する一方で、建物用地等の都市的土地利用が増加しています。市街化区域外では農地や荒地等が減少し、代わって森林が増加している傾向がみられます。



出典：国土数値情報 土地利用細分メッシュ

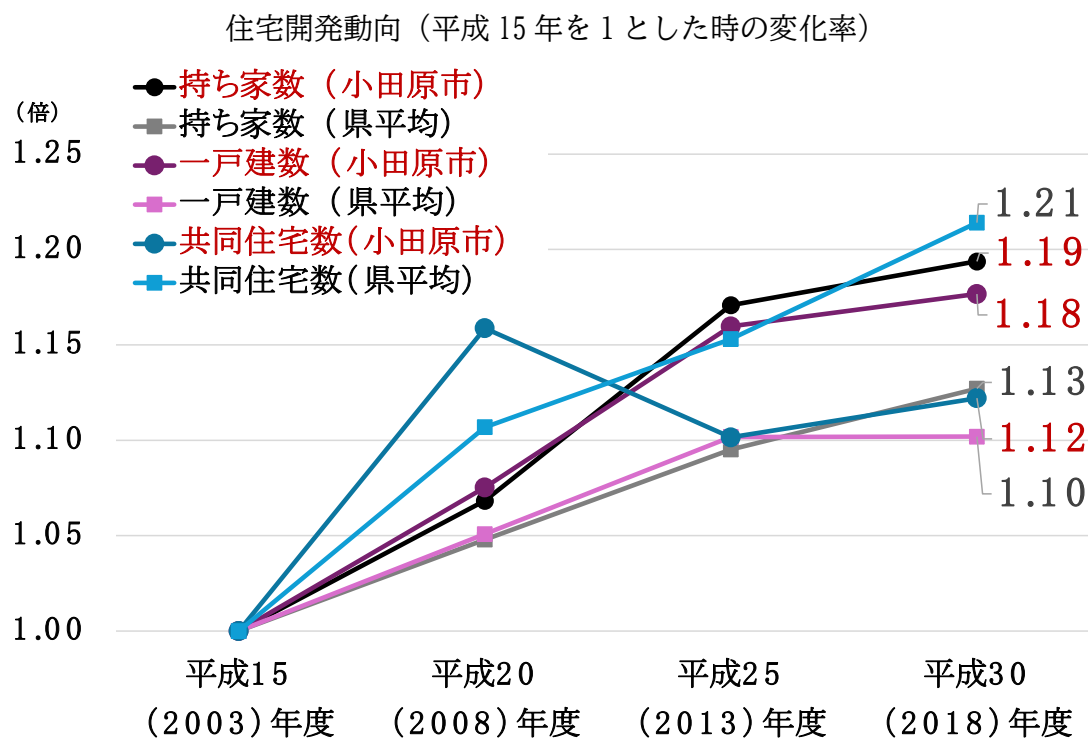
土地利用の変遷 構成比



出典：国土数値情報 土地利用細分メッシュ

(2)住宅開発動向

住宅開発動向をみると、人口は減少傾向にある一方で、住宅は増加しています。本市では、持ち家や一戸建が県平均と比べても増加傾向にあるのが特徴です。



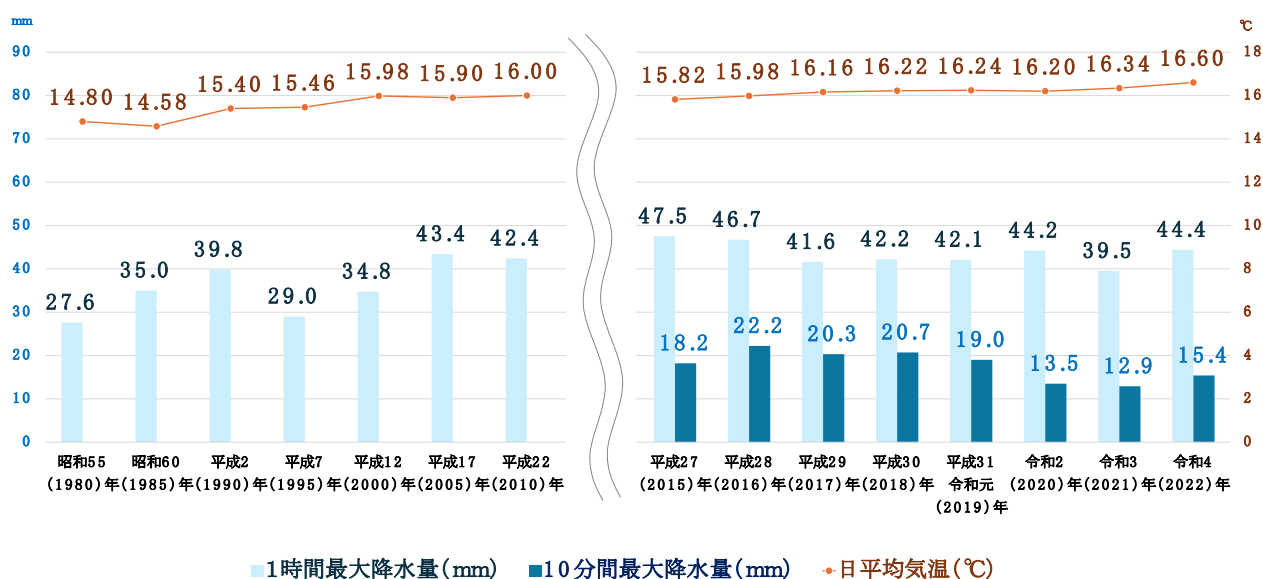
出典：住宅土地統計調査

4 気候

(1) 気温と降水量

本市の気温は徐々に増加傾向にあります。年間降水量は近年、横ばいに推移していますが、長期的には増加傾向にあります。

気温と降水量



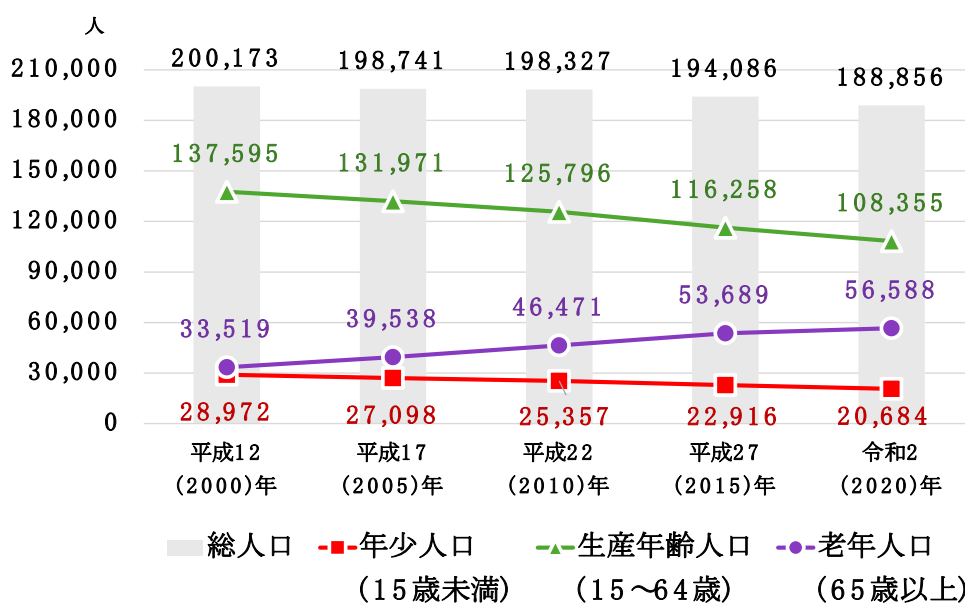
出典：気象庁（小田原観測所の各年データをもとに5年移動平均を算出）

5 人口

(1)人口動態

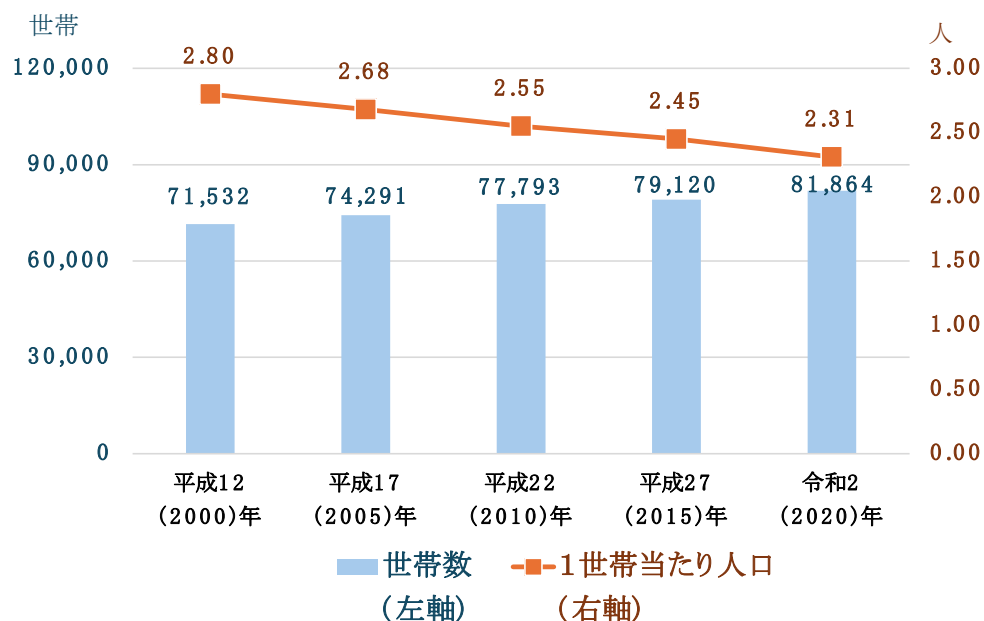
本市の総人口は減少傾向にあり、年少人口と生産年齢人口が減少する一方で、高齢者は増加しております。世帯数は増加傾向にありますが、世帯人員（1世帯当たりの人口）が減少傾向にあります。

人口動態



出典：国勢調査

世帯数と世帯人員



出典：国勢調査

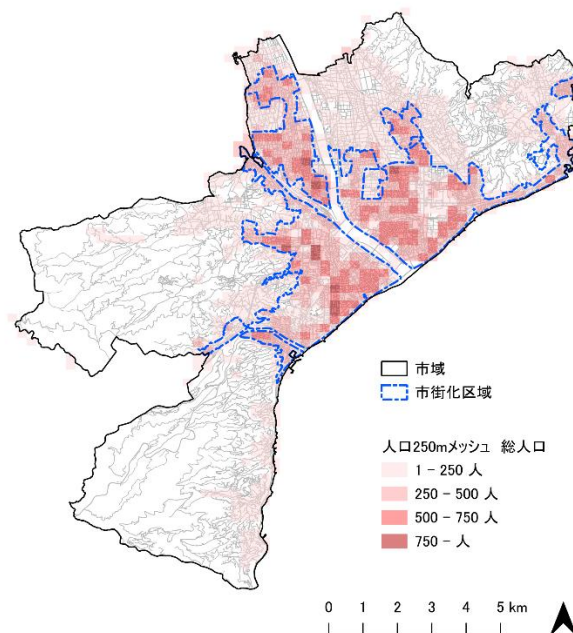
(2)人口分布

令和2(2020)年国勢調査に基づく人口分布をみると、市街化区域に人口は集中しています。

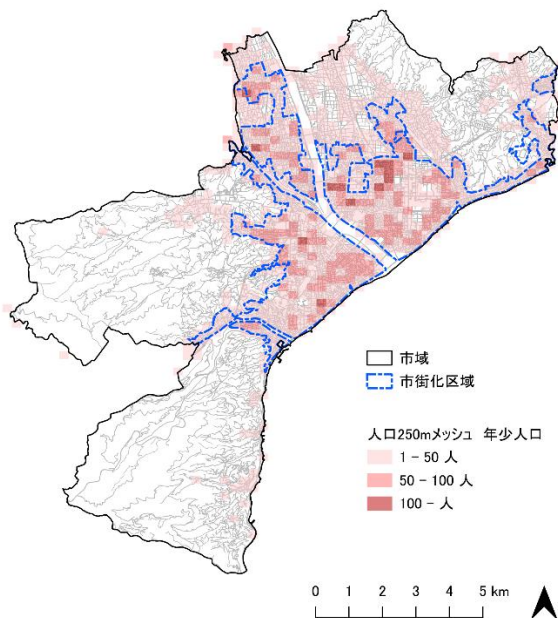
年少人口は、河口から少し離れた中流域に比較的多く分布しています。

老年人口は、年少人口に比べると相模湾に近いエリアに比較的多く分布しています。

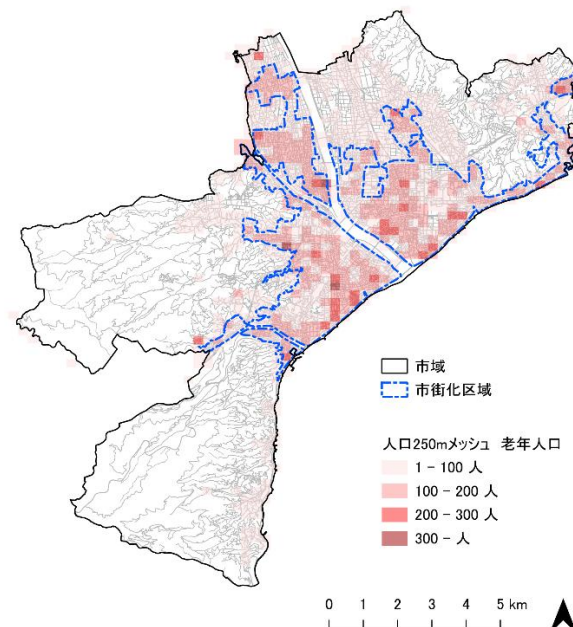
総人口



年少人口 (14歳以下)



老年人口 (65歳以上)



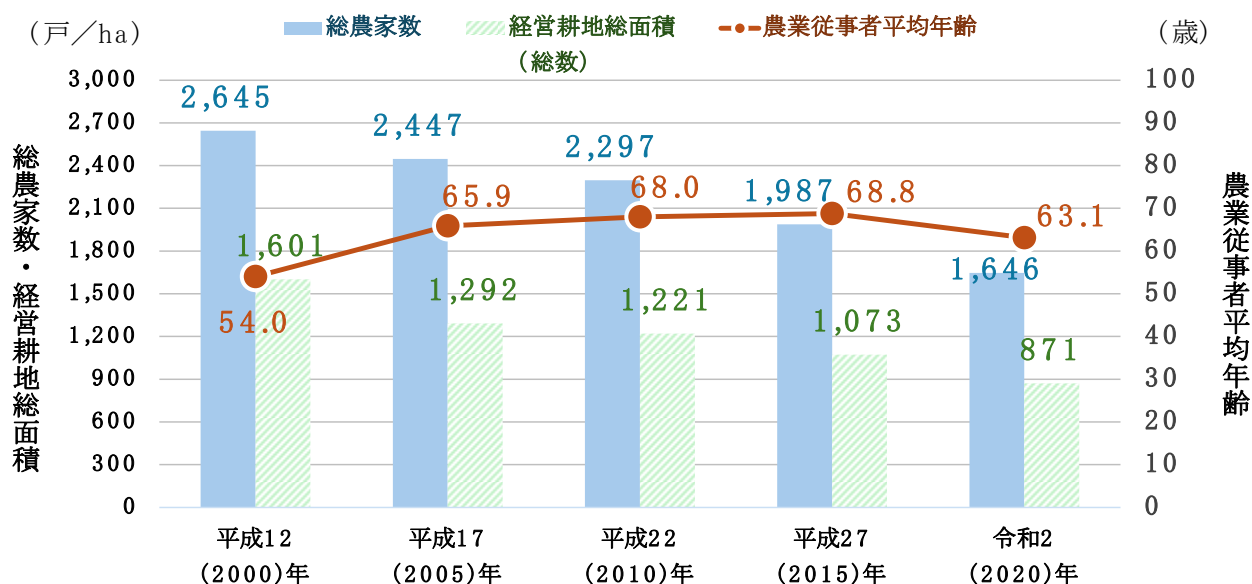
出典：e-stat 統計地理情報システム

6 産業・観光

(1) 農業

みどりに関連する産業動向をみると、農業は丘陵地帯ではミカン、梅などの果樹栽培、平野部では豊富な水を利用した稲作が営まれています。総農家数と経営耕地総面積は減少傾向にあります。一方で農業従事者平均年齢は増加傾向にありましたが、直近の平成27年から令和2年にかけては低下しており、一部で世代交代が進んでいたり、高齢農家の廃業が進行していると推測されます。

農業の動向

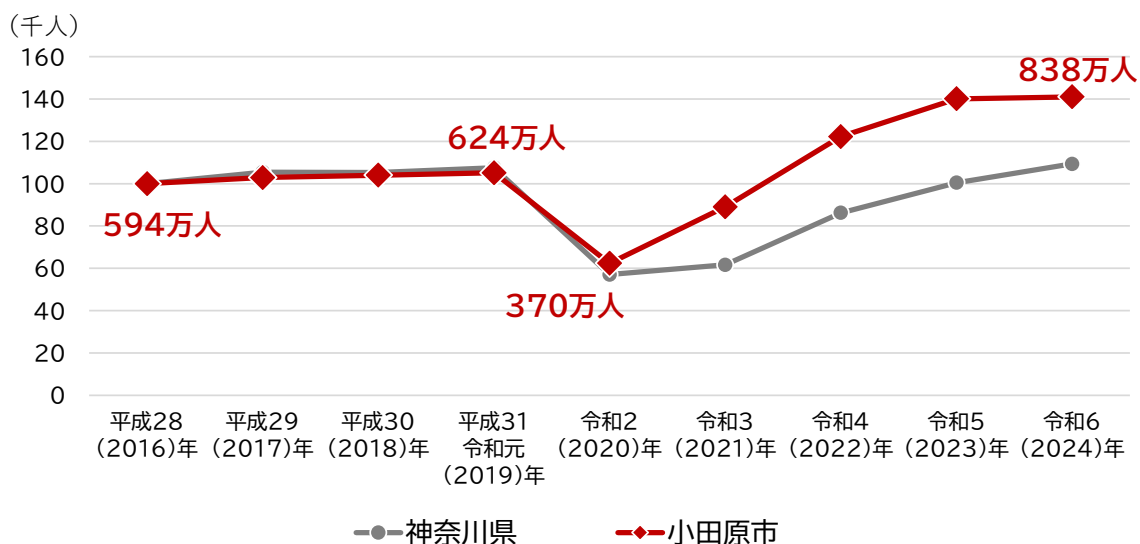


出典：農林業センサス

(2)観光業

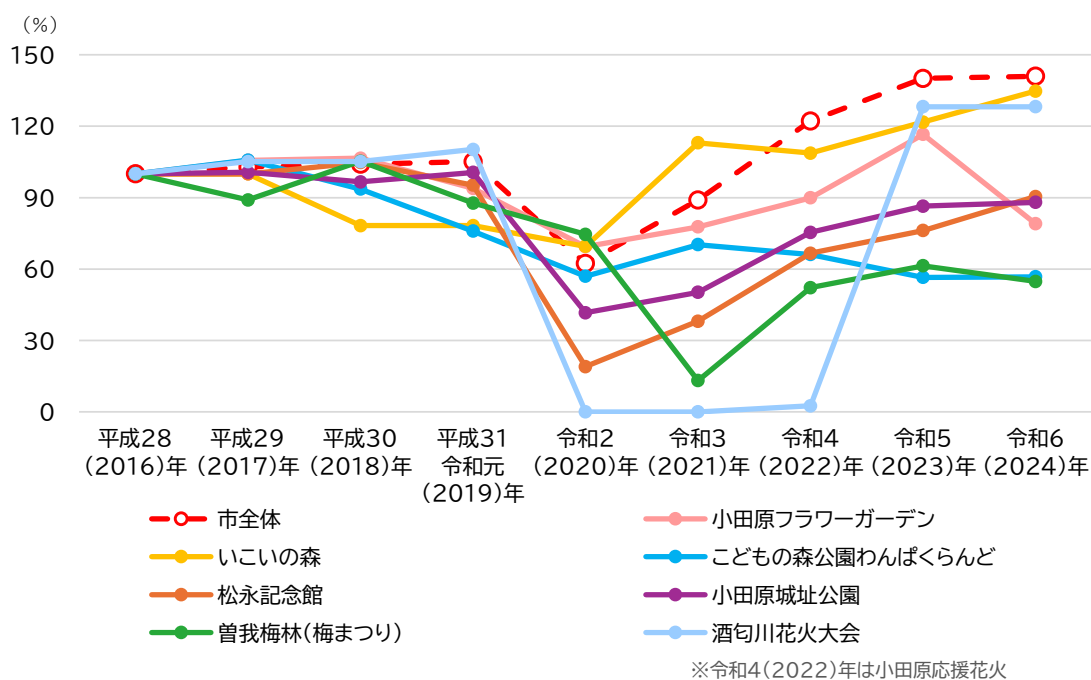
観光動向は、観光入込客数は長期的に増加傾向にあり、令和2年頃のコロナ禍からも回復しています。一方で、緑に関連した施設・イベント別の観光客の推移をみると、市全体の傾向と比べると回復が鈍い施設も見られます。

観光入込客数



出典：神奈川県入込観光客数調査

緑に関連した施設・イベント別観光客の推移（平成28年比）



出典：神奈川県入込観光客数調査

7 社会動向

緑のまちづくりに関連して、以下のような社会動向があります。

(1) みどりに関する法律の改正等

① 都市緑地関連

平成 29(2017)年に「民間活力を最大限に活用して、緑・オープンスペースの整備・保全を推進し、緑豊かで魅力的なまちづくりを実現する」ことを目標とし、都市緑地法、都市公園法、生産緑地法のみどりに関する法律が改正されました。都市緑地法は、令和 6(2024)年には、都市における緑地の重要性や、緑のネットワークを含む質・量両面での緑地の確保の必要性の高まりを踏まえ、都市緑地行政を一層推進するため、国が目標や官民の取組の方向性を示し、また、市区町村をまたがるような広域性・ネットワーク性を有する緑地を、総合的・計画的に保全・創出する必要性からさらに法改正が為されています。

平成 29(2017)年 都市緑地法改正：

緑地保全・緑化推進法人(みどり法人)制度の拡充、市民緑地認定制度の創設、緑化地域制度の改正、緑地の定義への農地の明記、緑の基本計画の記載事項の追加、国主導による戦略的な都市緑地の確保、緑地の買入れを代行する国指定法人制度の創設、民間事業者等による緑地確保の取組の認定制度の創設、都市の脱炭素化に資する都市開発事業の認定制度の創設等



市民緑地認定制度の創設



国土交通省
平成 29年6月施行

概要

- 都市部において、良好な都市環境の形成に不可欠な緑地・オープンスペースが未だ不足している地域が存在。
- 地方公共団体が用地取得し都市公園を整備することには限界がある一方で、都市内で使い道が失われた空き地等が増加。
- 市民緑地認定制度を創設し、NPO法人や企業等の民間主体が空き地等を活用して公園と同等の空間を創出する取組を促進。
(市民緑地は、都市公園と同等の機能を果たすものとして、住民一人当たりの都市公園の敷地面積に算定可能)

市民緑地認定制度の創設

概要

空き地等を地域住民の利用に供する緑地として設置・管理する者が、設置管理計画を作成し、市区町村長の認定を受けて、一定期間当該緑地を設置・管理・活用する制度を創設。

対象要件

○対象区域 緑化地域又は緑化重点地区内	○設置管理主体 民間主体(NPO法人、住民団体、企業等)
------------------------	---------------------------------

認定基準

○周辺地域で良好な都市環境の形成に必要な緑地が不足	○緑化率 20%以上	○設置管理期間 5年以上	等
---------------------------	---------------	-----------------	---

面積
300㎡以上

支援措置

税制 みどり法人が設置管理する認定市民緑地の土地(無償貸付又は自己保有に限る)に係る**固定資産税・都市計画税の軽減**【3年間 原則1/3軽減(1/2~1/6で条例で規定)】
※令和3年3月31日までの時限措置

予算 みどり法人が設置管理する認定市民緑地における**植栽、ベンチ等の施設整備に対する補助**(1/3負担)
【社交金:市民緑地等整備事業の拡充】

制度のフロー



本制度を公有地(普通財産)で活用する自治体のメリット

- 民間の開発に合わせて活用することで、公園的空間を創出
- 緑地の管理運営を、民間事業者の資金で実施することが可能
- 緑地の管理運営水準を、法的に担保することができる
- 住民1人当たり都市公園面積を増やすことが可能

いずれも自治体の財政負担なし



認定市民緑地のイメージ

令和6(2024)年 都市緑地法改正：

国主導による戦略的な都市緑地の確保、貴重な都市緑地の積極的な保全・更新、緑と調和した都市環境整備への民間投資の呼び込み 等

1. 国主導による戦略的な都市緑地の確保

国土交通省

① 国の基本方針・計画の策定【都市緑地法】

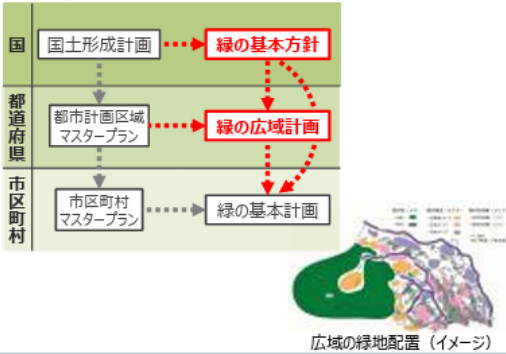
背景・必要性

- 都市における緑地の重要性や、緑のネットワークを含む質・量両面での緑地の確保の必要性の高まり。
- これを踏まえ、都市緑地行政を一層推進するため、国が目標や官民の取組の方向性を示す必要。
- また、市区町村をまたがるような広域性・ネットワーク性を有する緑地を、総合的・計画的に保全・創出する必要。

概要

- 国土交通大臣が都市における緑地の保全等に関する基本方針を策定。
(基本方針に定める内容のイメージ)
緑地の保全及び緑化の推進の意義・目標／緑地に関する基本的な事項（緑地のあるべき姿、発揮すべき機能等）／政府が実施すべき施策 等
- 都道府県が都市における緑地の保全等に関する広域計画を策定。

計画の連携のイメージ（黒字：既存、赤字：新設）



② 都市計画における緑地の位置付けの向上【都市計画法】

背景・必要性

- 都市緑地の質・量両面での確保のためには、まちづくりの基盤となる都市計画の段階において、緑地の意義や必要性が十分に考慮される必要。

概要

- 都市計画を定める際の基準に、「（緑地を含む）自然的環境の整備・保全の重要性」を位置付け。
→都市計画の段階から不可欠な要素の一つとして扱う。

2. 貴重な都市緑地の積極的な保全・更新

国土交通省

① 緑地の機能維持増進について位置付け【都市緑地法】

背景・必要性

- 特別緑地保全地区※について、所有者の高齢化等を背景に適正な管理が困難になる、台風等災害により荒廃が進む等の事情により、緑地としての機能が十分に発揮されない状況が発生。
※貴重な都市緑地について、建築行為等を規制して保全を図るために、地方公共団体が指定する地区。
- 緑地の機能の維持増進を図るためには、樹木の更新等により、緑地の再生・整備を実施することが必要。

概要

- 緑地の機能の維持増進を図るために行う再生・整備（皆伐・択伐等）を「機能維持増進事業」として位置付け。
- 特別緑地保全地区で行う機能維持増進事業について、その実施に係る手続を簡素化できる特例を創設。
一定の手続を経て緑の基本計画に記載した機能維持増進事業について、都市計画事業認可があったものとみなす。 <予算>
→都市計画税を充当して機能維持増進事業を実施することが可能に。

機能維持増進事業 （皆伐・択伐等の緑地の再生・整備）

- ・10～20年に一度必要
- ・大径木の伐採を伴い専門技術が必要

維持管理

- （低木の整理、下草刈り）
- ・毎年必要
- ・市民や企業と連携して実施

緑地の効用の発揮

- ・防災性・安全性の向上
- ・温室効果ガスの吸収促進
- ・生物多様性の確保
- ・レクリエーション利用の拡大

機能維持増進のイメージ（神戸市）



斜面林の大径木化に伴い災害の恐れ 樹木の択伐（機能維持増進） 安全に再生された樹林

維持管理のイメージ（川崎市）



維持管理のイメージ（川崎市）

2. 貴重な都市緑地の積極的な保全・更新

② 緑地の買入れを代行する国指定法人制度の創設【都市緑地法・古都保存法・都市開発資金法】

背景・必要性

- 特別緑地保全地区等※の**土地の買入れ**について、多くの地方公共団体において、**財政的な制約**が課題。また、買入れ後に行う緑地の大規模な手入れ（機能維持増進事業）に係る**ノウハウ不足**も深刻。
※特別緑地保全地区のほか、古都保存法に基づく歴史的風土特別保存地区
- このため、地方公共団体による買入れが**円滑に進まず**、**地区の新規指定自体も抑制的**に。
- **買入れ制度の円滑な運用**や**新規地区指定の促進**のためには、**土地の買入れ**や買入れ後の**機能維持増進事業等**について、国が、**財政面・技術面から支援**する仕組みが必要。

概要

- 地方公共団体の緑地保全等の取組を支援する公益団体を、国が**都市緑化支援機構**として指定。
- 機構は、都道府県等の**要請に基づき**特別緑地保全地区等内の**緑地の買入れ**や**機能維持増進事業**を行う。
＜税制＞
- 機構が行う業務について、国が**都市開発資金の貸付け**により支援。＜予算＞

対象とする緑地のイメージ

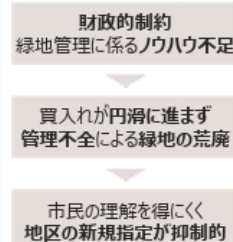


緑地が荒廃し、自然等による樹木被害が頻発
(徳島県三好市の特別緑地保全地区)

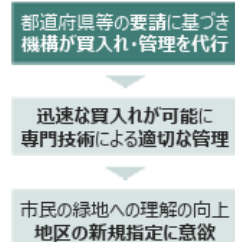
国指定法人のスキーム



地方公共団体が抱える課題



改正後



5

3. 緑と調和した都市環境整備への民間投資の呼び込み

① 民間事業者等による緑地確保の取組の認定制度の創設【都市緑地法・都市開発資金法】

背景・必要性

- 都市緑地を質・量両面で確保し、良好な都市環境の形成を図るためには、**民間事業者における緑地整備等の取組の推進を図ることが不可欠**である一方、**民間においては**、緑地確保の取組は収益を生み出しづらいという認識が一般的であり、**取組が限定的**という課題。
- 市場において緑地確保の取組が進むよう**民間投資を誘導**し、また**融資を受けやすい環境にする**には、**良質な緑地確保の取組の価値**が投資家や金融機関、市民等の様々な主体に「見える化」されることが重要。
- また、民間事業者等が行う緑地確保の取組について、気候変動対応、生物多様性確保、幸福度（Well-being）の向上等の課題解決に向けて**より効果的な取組を推進**するため、国が一定の指針を示す必要。

概要

- 緑地確保の取組を行う民間事業者等が講ずべき措置に関する**指針**を国が**策定**。
- **民間事業者等による良質な緑地確保の取組**を国土交通大臣が**評価・認定**する制度を創設。
認定の審査に当たっての調査について、国の登録を受けた機関（登録調査機関）が代行。
- 上記認定を受けた取組について**都市開発資金の貸付け**により支援。＜予算＞

認定の対象となる取組のイメージ

- 再開発等とあわせて、新たに良質な緑地を創出する事業



- 既存緑地の質の確保・向上に資する事業



認定に当たっての評価の視点のイメージ



6

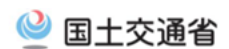
②都市公園関連

都市公園法については、近年の社会情勢の変化やこれまでの公園緑地行政の変遷より、緑の「量的」整備（創出・保全）を進めるステージから、緑の「質的」整備（活用・維持管理）を進めるステージに移行する必要があることから、都市公園の再生や活性化を推進するため改正されました。

平成 29(2017)年 都市公園法の改正：

公募設置管理制度（Park-PFI）の創設^{※1}、PFI事業の設置管理許可期間の延伸、保育所等の占用物件への追加（特区特例の全国措置化）、公園の活性化に関する協議会の設置^{※2}、都市公園の維持基準の法令化

公募設置管理制度の特徴



公募設置管理制度とは・・・

- 都市公園において飲食店、売店等の公園施設（公募対象公園施設）の設置又は管理を行う民間事業者を、公募により選定する手続き
- 事業者が設置する施設から得られる**収益を公園整備に還元することを条件**に、事業者には都市公園法の**特例措置**がインセンティブとして適用される

条件 園路、広場等の公園施設（特定公園施設）の整備を一体的に行うこと

- ・公募対象公園施設を設置、管理する者は、園路、広場等**公園管理者が指定する公園施設をあわせて整備することが必要**
- ・特定公園施設の整備費は、公募時の条件で、全額事業者負担とすることも、公園管理者が一部負担とすることも可能

特例 1 設置管理許可期間の特例（10年→20年）

- ・**公募設置等計画の認定の有効期間は20年**
- ・その期間に許可申請があった場合は設置管理の**許可を与えなければならない**
（設置管理許可の期間の上限は10年のままだが、認定期間（上限20年間）内は更新を保証）

特例 2 建蔽率の特例（2%→12%）

- ・通常、飲食店、売店等の便益施設の建蔽率は2%
- ・公募対象公園施設については、休養施設、運動施設等と同様に**10%の建蔽率上乘せ**

特例 3 占用物件の特例

- ・認定公募設置等計画に基づく場合に限り、**自転車駐車場、看板、広告塔を「利便増進施設」（占用物件）として設置可能**

<制度を活用した公園整備イメージ>



保育所その他の社会福祉施設の追加

- 国家戦略特区法改正により、特区内の都市では都市公園における占用許可特例として保育所等の設置が可能。
- 待機児童解消の取組強化に向けて、都市公園における保育所等の設置について、オープンスペース機能を損なわない範囲で、特区以外の都市においても可能とする。

現行の占用許可制度

- (1) 占用物件(※)を限定的に規定
 (2) 物件が、①公衆の公園利用に著しい支障を及ぼさない、②必要やむを得ない、③技術的基準に適合、を満たす場合に占用許可
- ⇒ 都市公園内のオープンスペースを確保

国家戦略特区法による特例(H27.7法改正)

国家戦略特区において保育所等社会福祉施設(通所型)を、占用物件に追加。法施行以降、18事例が認定済。平成29年4月に6箇所が開所。

↓ 都市公園法改正により一般措置化

○保育所その他の社会福祉施設であって政令で定めるもの(通所型)(①)について、政令で定める技術基準(②)等を満たす場合には、公園管理者は占用を許可。

<施行令で規定する事項>

- ① 設置可能な社会福祉施設(通所型)
 - 保育所、学童クラブ、老人デイサービスセンター、障害者支援施設 等
- ② 技術的基準
 - 施設の敷地面積は、公園の広場面積の100分の30以内
 - その他、外観、構造等に関する基準(他の占用物件と同様)

協議会の設置

【機密性2】

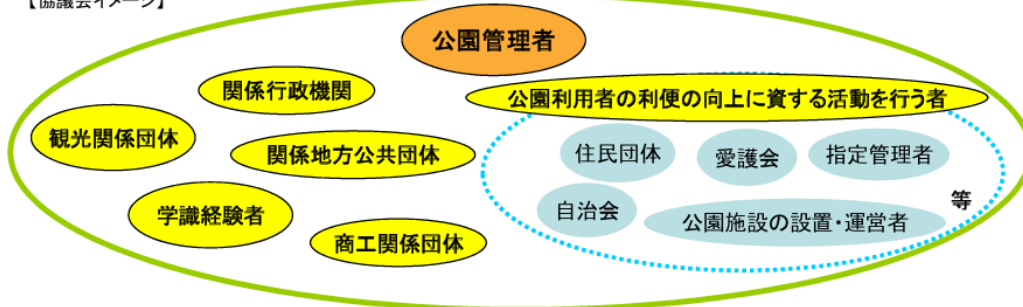
問題意識

- 立地条件が良いにもかかわらず、十分利用されていない公園もあるのではないか
- ボール遊び禁止、バーベキュー禁止など一律禁止ではなく、公園を利用する地域住民等と公園利用のローカルルールを決めていく仕組みがあっても良いのではないか

協議会の設置

○公園管理者は、都市公園の利用者の利便の向上に必要な協議を行うための協議会を組織することができる。
 ○各構成員には、協議が整った事項について尊重義務がある。

【協議会イメージ】



協議会における協議事項(例)

- 地域の賑わい創出のためのイベント実施に向けた情報共有、調整
- キャッチボールやバーベキューの可否、可とする場合のルール等、都市公園ごとのローカルルール作り
- 都市公園のマネジメント方針、計画 等

令和4(2022)年 都市公園の柔軟な管理運営のあり方に関する検討会：

「使われ活きる公園」を目指し、地域の価値を高めるために、パートナーシップによる柔軟なマネジメントを推進する考え方を提示（3つの戦略と7つの取組）。

戦略1：まちづくりの場としての公園（取組①：グリーンインフラの保全・利活用/取組②：誰もが快適に過ごせる空間づくり）

戦略2：しなやかに使いこなす仕組みづくり（取組③：利用ルールの弾力化/取組④：社会実験の場としての活用）

戦略3：担い手の拡大と育成（取組⑤：多様な担い手との共創/取組⑥：自主性・自律性の向上/取組⑦：公園DXの推進）

都市公園の柔軟な管理運営のあり方に関する検討会提言(概要)

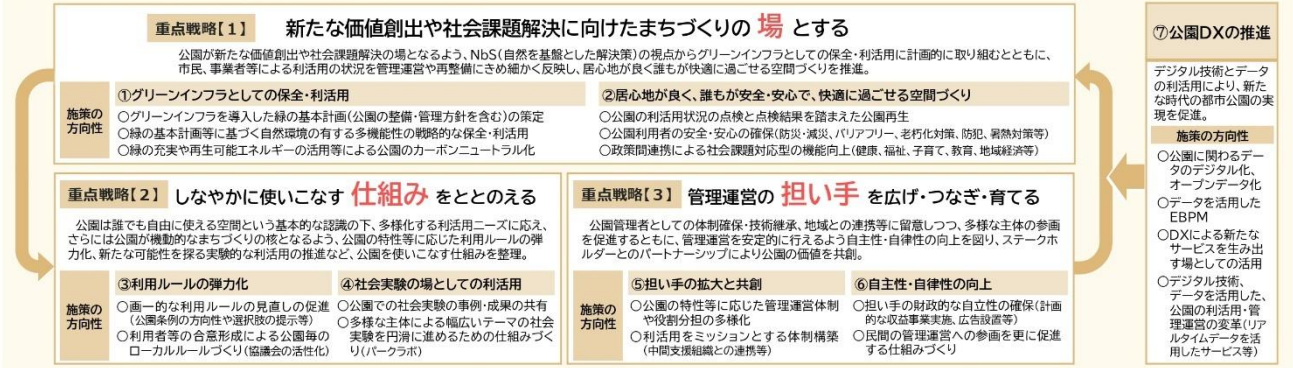
都市公園制度誕生150年目のパラダイムシフト ～人中心のまちづくり時代における都市公園の意義・役割～		<各時代の社会背景>			
明治6(1873)年	太政官布達 都市公園制度の始まり 名勝・旧跡等の郡衆遊覧の地を市民の憩楽の場として国民に開放 その後、震災時の避難地・防災拠点等として公園整備が進展	都市の近代化、震災復興・戦災復興の都市計画			
昭和30年代～	都市公園法制定(531)、都市公園等整備緊急措置法制定(547) 経済成長、人口増加等を背景に、緑とオープンスペースの量の整備を急ぐステージ	高度経済成長、人口の急増、都市の拡大と過密化			
平成28(2016)年	「新たな時代の都市マネジメントに対応した都市公園等のあり方検討会」最終報告書 緑とオープンスペースが持つ多機能性を都市のため、地域のため、市民のために最大限引き出すことを重視する「新たなステージ」へ	人口減少・高齢化、規制緩和、地方分権、地方創生、国際的な都市間競争、インフラも行化と技術職員の減少			
ポストコロナの時代における人中心のまちづくりへの機運の高まり	「居心地が良く歩きたくなる」まちづくりの取組の広がり ～交流・滞在空間、開かれた心地よい空間の創出～ 新型コロナウイルスの感染拡大を経たニューノーマル社会への対応 ～人中心・市民目線のまちづくり、ニーズに迅速に対応する機動的なまちづくり～	地球環境問題の新たな潮流 ～人と自然が共生する持続可能なレジリエントな都市の形成～	人口減少、少子高齢化への対応 ～全てのこどもの健やかな成長を目指すことも政策の推進～		
新たな時代における都市公園の意義・役割 ～公園本来の役割、多機能性・多様な可能性の再認識～	個人と社会のWell-beingの向上に向け、地域の課題や公園の特性に応じ、ポテンシャルを更に発揮すべき				
	持続可能な都市を支える グリーンインフラ	心豊かな生活を支える サードプレイス	人と人のリアルな交流、イノベーションを生み出す場	社会課題解決に向けた活動実践の場	機動的なまちづくりの核

都市公園新時代 ～公園が活きる、人がつながる、まちが変わる～

人中心のまちづくりの中でポテンシャルを最大限発揮するため、パートナーシップの公園マネジメントで多様な利活用ニーズに応え、地域の価値を高め続ける「使われ活きる公園」を目指す

「使われ活きる公園」の実現に必要な3つの変革	都市アセットとしての利活用 まちの資産とする 公園のストックを地域の資産と捉え、機動的・機動的取組で地域の価値やシンビクプライドを高揚する	画一からの脱却 個性を活かす 公園の特性に応じたルールをオーダーメイドでつくり、公園の楽しみ方を広げ、新たな文化を創造する	多様なステークホルダーの包摂 共に育て共に創る パートナーシップの公園マネジメントを実践し、共有資産である公園を核にまちづくりへの関心を高める
------------------------	------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------

◆都市公園新時代に向けた重点戦略～3つの戦略と7つの取組～



出典：都市公園の柔軟な管理運営のあり方に関する検討会低減（概要）（令和4年10月31日）

③都市農地関連

昭和 43(1968)年に新都市計画法が制定され、線引き制度が始まると、市街地において都市農地は開発されるべき土地と位置付けられることとなり、その重要性は軽んじられてきました。時代の流れとともに、都市農地の価値は見直され、平成 3(1991)年の生産緑地法改正以降、税制面での優遇措置が採られる農地の指定が進み、平成 27(2015)年には都市農業振興基本法が制定されたことで都市農地は「開発されるべき土地」から「あるべきもの」と国の計画において明記されることになり、位置づけが大きく変わりました。平成 29(2017)年には都市緑地法が改正され、緑地の一つとして農地が位置付け、市町村は緑の基本計画を改定する際に、農地も含めて保全方針を定めることが義務付けられています。

■都市計画における農地の位置づけ方策の多様化

平成 29(2017)年 生産緑地法改正：

生産緑地の面積要件緩和や行為制限の緩和(農産物直売所や農家レストランなどの設置可)、特定生産緑地制度の創設

平成 30(2018)年 特定生産緑地制度創設：

生産緑地の買取申出が可能となる申出基準日より前に、市町村が所有者等の同意を得て、特定生産緑地の指定を行うことで、買取申出が可能となる時期が 10 年延期される制度

平成 29(2017)年 都市計画法・建築基準法の改正：

住宅系用途地域の一類型として、「田園住居地域」が新たに創設。都市の構成要素として、農地を都市計画に位置付けることが可能に

令和 2(2020)年 都市再生特別措置法の改正：

新たな地区計画制度として、農業と調和した良好な居住環境を確保するため、きめ細やかに地区内のルールを定めることができる地区計画農地保全条例制度を創設。地区整備計画の記載事項に、田園住居地域と同様、農地における行為制限に関する事項を追加し、条例により農地の開発行為等を許可制とすることで相続税・贈与税の納税猶予等の特例が適用。本制度を活用することにより、生産緑地地区指定を受けていない農地についても、相続税の納税猶予等の優遇措置を受けることが可能に。

■農地の継承・流動化に向けた動き

平成30(2018)年 都市農地貸借法制定：

生産緑地の貸借がしやすくなり、非農家出身者が生産緑地を借りて独立就農するケースも増加。

令和5(2023)年 農業経営基盤強化促進法の改正：

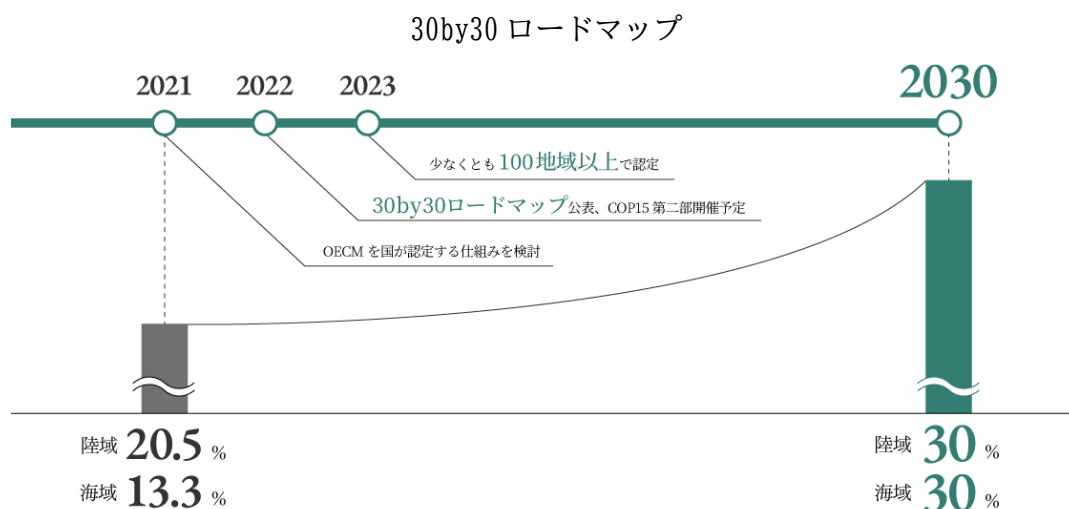
基盤法に基づく基本構想を策定している市町村は、令和6(2024)年度中に、市街化区域等を除いた全区域を対象に、地区等ごとに農業関係者による協議の場を設置し、区域における農業の将来のあり方、農業上の利用が行われる区域、取組事項を協議し、地域計画を策定することが求められている。農地の貸借について、従来の市町村による農用地利用集積計画に基づく利用権設定の手続（主に相対での貸借）は廃止され、利用権設定はすべて地域計画に基づき、農地バンクによる貸借に一本化される（農地法第3条に基づく貸借は除く）。

出典：東京市町村自治調査会「多摩地域の都市農業の課題と活用に関する調査研究報告書」

(2)自然との共生「30by30(サーティ・バイ・サーティ)目標」

「30by30 目標」とは、令和 12(2030)年までに陸と海のそれぞれ 30%以上を健全な生態系として効果的に保全しようとする目標です。令和 4(2022)年 12 月に、生物多様性条約第 15 回締約国会議 (COP15) の「昆明・モンテリオール生物多様性枠組」に記載されました。この目標を達成するためには保護地域 (陸域 20.5%、海域 13.3%) の新規指定・拡張を進めていくとともに、民間企業の所有林や里山、社寺林など民間によって保全されてきた保護地域以外において、生物多様性保全に貢献している場所 (OECM: Other Effective area-based Conservation Measures) を維持保全し、加えて、管理放棄地などにおける生物多様性の回復や開発跡地などにおける生物多様性を創出する活動を促進する必要があります。

これを踏まえ、我が国では、令和 5(2023)年 3 月に改定を行った「生物多様性国家戦略」において、生物多様性の損失を止め、反転させる「ネイチャーポジティブ」の実現に向けて、令和 12(2030)年までに陸と海の 30%以上を健全な生態系として効果的に保全しようとする目標 (30by30 目標) を位置付けています。



出典：環境省ホームページ

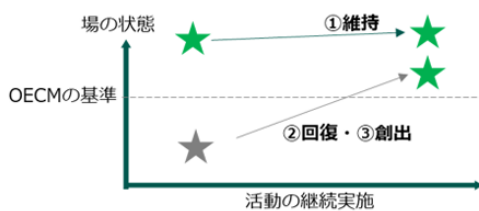
ネイチャーポジティブの実現に向けた取組の一つとして、環境省では、「民間の取組等によって生物多様性の保全が図られている区域」を「自然共生サイト」として、認定する取組を令和5(2023)年度から開始しました。さらに、これらの活動を更に促進するため、令和7(2025)年4月から、自然共生サイトを法制化した「地域生物多様性増進法」が施行されました。本法に基づいて、企業やNPO等が作成・実施する「増進活動実施計画」や、市町村が取りまとめ役として地域の多様な主体と連携して行う「連携増進活動実施計画」が、主務大臣（環境大臣、農林水産大臣及び国土交通大臣）により認定されています。

「自然共生サイト」制度と「地域生物多様性増進法」制度との違い



（新法の経緯・趣旨等）

- 新法は、自然共生サイトと生物多様性地域連携促進法の2つを大きな土台として再構築したものの。
- 自然共生サイトは「場所」を認定する制度としていたが、より幅広い取組を柔軟に促進するため、新法では、「活動」を認定する制度とした。



（新法のポイント）

- ①既に生物多様性が豊かな場所を**維持する活動**、②管理放棄地などにおける生物多様性を**回復する活動**、③開発跡地などにおける生物多様性を**創出する活動**を対象とした。
- ①については自然共生サイト相当の活動を想定しており、申請時点でOECMの基準を満たす生物多様性の価値を有する場所における活動となる。
- ②及び③については、活動計画の実施を通じて、将来的にOECMの基準を満たすような場所となるような取組を想定。

（自然共生サイトと新法の違い）

	自然共生サイト	地域生物多様性増進法
認定対象	民間等の取組によって生物多様性の保全が図られている区域	特定の場所に紐付いた民間等による生物多様性を増進する活動実施計画（増進活動実施計画及び連携増進活動実施計画）
認定範囲	現状で生物多様性が豊かな区域（生物多様性の価値基準に合致する区域）	現状で豊かな生物多様性を維持する活動、生物多様性を回復・創出する活動
認定者	環境大臣	環境大臣・農林水産大臣・国土交通大臣
事務局	請負事業者	独立行政法人環境再生保全機構
OECM	認定した区域は、保護地域との重複を除きOECMとして登録。	既に生物多様性が豊かな場所で生物多様性を維持する活動として認定を受けた場合は、その活動場所を、保護地域との重複を除きOECMとして登録。 生物多様性を回復・創出する活動として認定を受けた場合は、認定後における回復・創出活動の継続の結果、生物多様性の状態が豊かになった時点（生物多様性の価値基準に合致する時点）でOECMとして登録。

4

出典：環境省資料

(3)脱炭素社会の実現

気候変動が進行していると言われており、気温の上昇や豪雨災害の発生などにより、環境に対する意識が世界的に高まっています。そうした状況において、将来にわたって豊かな環境を次世代に引き継ぐ必要があります。そこで、本市では「2050年までに二酸化炭素実質排出量ゼロ」を目指し、令和元(2019)年11月に「2050年ゼロカーボンシティ」を宣言しました。脱炭素型の地域交通モデルの構築を通じた具体的なアプローチの一つとして、本市は株式会社 REXEV、湘南電力株式会社と連携して「EVを活用した地域エネルギーマネジメントモデル事業」に取り組んでいます。

(4)グリーンインフラの推進

国では、「自然を回復軌道に乗せるため、生物多様性の損失を止め、反転させる」というネイチャーポジティブなどの世界的潮流を踏まえ、官民が連携し、グリーンインフラをあらゆる分野・場面で実装（ビルトイン）することを目指し、新たに「グリーンインフラ推進戦略 2023」（国土交通省総合政策局環境政策課）を策定しています。グリーンインフラとは、社会資本整備や土地利用等のハード・ソフト両面において、自然環境が有する多様な機能を活用し、持続可能で魅力ある国土・都市・地域づくりを進める取組のことです。



出典：グリーンインフラ大賞優秀賞受賞事例（第1回防災・減災部門）など

(5)流域治水の推進

平成30(2018)年7月豪雨や、令和元年東日本台風(台風第19号)など、豪雨等による水害や土砂災害を契機に、令和2(2020)年7月に社会資本整備審議会が流域治水という考え方を示しました。流域治水とは、気候変動の影響による水災害の激甚化・頻発化等を踏まえ、堤防の整備、ダムの建設・再生などの対策をより一層加速するとともに、集水域(雨水が河川に流入する地域)から氾濫域(河川等の氾濫により浸水が想定される地域)にわたる流域に関わるあらゆる関係者が協働して水災害対策を行うものです。

従来の総合治水は、市街化により雨水の河川への流出が増大したことに対して雨水貯留浸透機能を回復させるための代替措置(調整池等)を取ってきましたが、流域治水では、短時間強雨や大雨の頻度の増加により水災害の激甚化・頻発化していることに対して、河川改修、洪水調節施設等の整備の加速化や、流域の既存施設の活用や住まい方の工夫等を、流域全体で総合的かつ多層的な対策の実施を図っています。

流域治水の取組



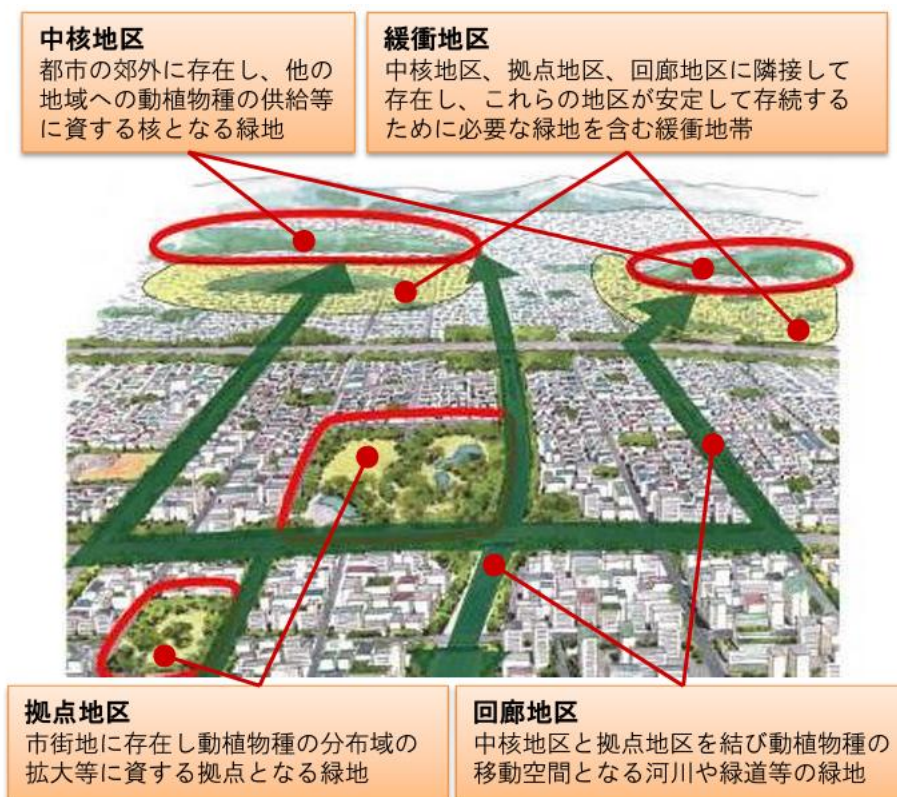
出典：国土交通省「「流域治水」の基本的な考え方」

(6)生物多様性への配慮

生物多様性の保全に関する国際的な関心が高まり、日本を含む世界各国で様々な取組が進められている中、世界人口の半数以上が居住する都市における生物多様性に対しても、注目が高まっています。都市の生物多様性確保に必要な生物の生息・生育地となる緑地の保全や創出、ネットワーク化を計画的に推進するため、都市における総合的な緑のマスタープランである緑の基本計画に生物多様性に関する方針や施策を位置づけることが有効であることから、国では「生物多様性に配慮した緑の基本計画策定の手引き」や、地方公共団体の都市の生物多様性の確保に向けた取組を地方公共団体が把握・評価し、将来の施策立案、実施普及啓発などに活用できる指標を作成しています。

また、生物多様性の確保の観点から、動植物の生息地又は生育地としての緑地の規模や連続性等を評価して中核地区、拠点地区、回廊地区、緩衝地区となる緑地を配置し、これらの緑地による有機的なネットワーク（エコロジカルネットワーク）の形成を図ることが望ましい旨が示されています。

エコロジカルネットワークのイメージ



出典：生物多様性に配慮したみどりの基本計画策定の手引き

(7)立地適正化計画とコンパクト・プラス・ネットワーク

人口の急激な減少と高齢化を背景として、高齢者や子育て世代にとって、安心できる健康で快適な生活環境を実現すること、財政面及び経済面において持続可能な都市経営を可能とすることが大きな課題です。こうした中、医療・福祉施設、商業施設や住居等がまとまって立地し、高齢者をはじめとする住民が公共交通によりこれらの生活利便施設等にアクセスできるなど、福祉や交通なども含めて都市全体の構造を見直し、『コンパクト・プラス・ネットワーク』の考えで進めていくことが重要です。このため、都市再生特別措置法が改正され、行政と住民や民間事業者が一体となったコンパクトなまちづくりを促進するため、立地適正化計画制度が創設されました。

令和6(2024)年に都市再生特別措置法が改正され、立地適正化計画は、緑の基本計画との調和が保たれたものとするのが規定されています。緑の基本計画との整合・連携として、例として次のような点が考えられます。

<p>緑とオープンスペースの観点からの集約型都市構造化の方針の明確化</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○都市機能誘導区域・居住誘導区域内 <ul style="list-style-type: none"> ・居住環境の向上、にぎわい創出の観点からの都市公園、公共施設の活用・再編 ・民間開発との連携による効率的・効果的な緑とオープンスペースの量と質の確保等 ○居住誘導区域外 <ul style="list-style-type: none"> ・緑地や農地に加え、人口減少等により増加が想定される空地等の非建築的土地利用の計画 ・低密度を活かした、緑地や農地が適正に保全・活用された緑・農が共生したゆとりある居住環境の形成 ・流域圏や崖線などに存在するまとまった緑地の系統的保全・配置 ・生物多様性の確保・向上の観点からの農と水・緑のネットワークの形成等
<p>民の広場空間等との連携の強化</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○緑の基本計画等で整理した将来的な緑のネットワーク形成イメージを対外的に明示することで、民間事業者による当該ネットワーク形成に留意した緑化や広場空間の整備、管理を誘導
<p>都市農業施策との連携</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○都市計画区域内の農地等は、都市に残された貴重な緑の資源として保全すべきであり、コンパクトシティの形成にあたっては、居住誘導区域外において農業振興施策等との連携を検討するなど、地域全体に目配りをした施策が重要。
<p>防災指針と流域治水</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○防災指針の取組においては、河川の流域のあらゆる関係者が協働して取り組む「流域治水」との連携を図ることが重要。

出典：新たな時代の都市マネジメントに対応した都市公園等のあり方検討会 最終とりまとめ
立地適正化計画作成の手引き（令和5年3月改訂）

(8)居心地が良く歩きたくなるまちなか創出の推進(ウォーカブル推進都市)

「ウォーカブル」とは、「居心地がよく、歩きたくなるまちなか」を目指す取組です。本市はその考え方に基づき、「ウォーカブル推進都市」に登録され、道路や駅前広場などの公共空間を活用しながら、地域が主体となった多様で魅力的な取組を展開しています。民と官の連携によって、持続可能で豊かなまちづくりを進めています。本市もウォーカブル推進都市に登録されています。

「居心地が良く歩きたくなるまちなか」イメージ図



出典：国土交通省ホームページ

(9)歴史文化を活かしたまちづくり

歴史文化の社会的関心は「保全」から「活用」「地域との共生」へとシフトしつつあります。特に近年は、文化財保護法（平成 31(2019)年改正）や歴史まちづくり法（平成 20(2008)年）、景観法（平成 16(2004)年）といった既存の法制度を基盤にしながらも、より包括的かつ持続可能な視点での取り組みが進んでおり、例えば、棚田や里山、水辺空間など、人と自然の営みが織りなす風景が「文化的景観」として評価され、地域の暮らしや観光と結びつけた活用が模索されています。

「文化財保存活用地域計画制度」が創設され、文化財を地域資源として活用する方針が制度化されました令和 2(2020)年の文化審議会文化財分科会企画調査会中間まとめでは、文化財について、地域の文化や経済の振興の核として未来へ継承する方策を模索することが必要とされています。

グリーンインフラ推進戦略(2030)（令和 8(2026)年）においては、歴史まちづくりの推進により歴史上価値の高い建造物及びその周辺の市街地と歴史と伝統を反映した人々の営みが一体となった「歴史的風致」を維持・向上させ、後世に継承する。国や地方公共団体が行う都市公園整備等により、優れた歴史・文化的資産の保存及び活用を図ることが位置付けられました。

文化審議会文化財分科会企画調査会中間まとめ概要

https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo0/gijiroku/_icsFiles/afiedfile/2017/09/29/1396817_04_1.pdf

グリーンインフラ推進戦略 2030

<https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/environment/content/001978321.pdf>

まとめ 小田原市の都市特性と社会動向を踏まえた影響

(1)小田原市の都市特性のまとめ

<p>地理的特性と都市の成り立ち</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 小田原市は、神奈川県南西部に位置し、東京と静岡のほぼ中間にあたる交通の要衝で、高いアクセス性を有する。歴史的には、城下町や宿場町として発展し、明治期以降は鉄道の開通とともに、温暖な気候と豊かな自然環境を生かした別荘地・保養地としても発展しました。政財界人や文人が多く移り住み、文化的な蓄積を育んできたまちは、現在も歴史と風情を感じさせる景観を形成。
<p>自然環境と地形</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 市の西部は箱根外輪山に属する火山地形、東部は大磯丘陵へと続く丘陵地で、中央部には酒匂川をはじめとする河川が形成した足柄平野が広がる。地質は西部が火山岩類、東部が堆積岩類に分かれ、市街地の多くは平野部の堆積地である。平野部では水田地帯が展開し、山から海へと多様な生態系が連続する。 ● 小田原の気候は温暖で、年間を通して比較的安定しています。近年は平均気温の上昇傾向がみられ、年間降水量も長期的には増加傾向。
<p>土地利用と市街地の変化</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 市街化区域内では農地が減少し、宅地や建物用地など都市的土地利用が拡大。一方、市街化区域外では農地や荒地が減少し、森林面積が増加する傾向。 ● 住宅開発動向では、人口が減少傾向にあるにもかかわらず住宅数は増加しており、特に持ち家・一戸建住宅の比率が高いことが特徴。 ● 年齢層別に居住が多いエリアが微妙に異なる。
<p>人の営み</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 小田原市は、水・森・海に囲まれた豊かな自然環境と、歴史的に培われた都市機能を併せ持ち、治水とともに発展してきた酒匂川流域、林業から木材加工・流通まで一体化した地域産業構造、そして農業・水産業・観光業が相互に支え合う地域経済など、自然と人の営みが循環する都市としての特性が際立っている。 ● 豊富な水資源と温暖な気候は、地域の農業を支える重要な基盤となっている。丘陵地ではミカンや梅などの果樹栽培、平野部では酒匂川などの水利を活かした稲作が行われているものの、総農家数と耕地面積は減少傾向。 ● 観光面では、温泉地・海岸・城址・文化資産など多様な資源を有し、観光入込客数は長期的に増加傾向にあるが、自然・緑に関連した施設では伸び悩んでいる施設もみられる。

(2)社会動向のまとめ

公園関連法制度の整備と強化	<p>◎都市緑地法改正（2017・2024年） 民間活力の導入（みどり法人、市民緑地、認定制度など）による緑の確保と、国主導の戦略的な緑地保全を強化。 → 量から質へ、広域的ネットワーク形成へ進展。</p> <p>◎都市公園法改正（2017年） PFI制度（Park-PFI）導入などにより、公園の整備から利活用・管理の時代へ。 → 「つくる」から「活かす」公園行政へ転換。</p>
都市農地の再評価と制度整備	<p>◎生産緑地法・都市計画法等の改正（2017～2020年） 都市農地を「開発すべき土地」から「あるべき土地」へと位置づけを転換。特定生産緑地制度、田園住居地域、農地保全条例制度の創設など。 → 都市における農と緑の共生を促進。</p> <p>◎都市農地貸借法（2018年）や農業経営基盤強化促進法改正（2023年） 貸借や地域計画を通じた農地利用の円滑化。 → 次世代継承と持続的農地利用の仕組みづくり。</p>
自然共生・生物多様性の推進	<p>◎30by30目標（2030年） 陸域・海域の30%以上を健全な生態系として保全。OECMや「自然共生サイト」制度など、民間も含めた多主体連携を促進。</p> <p>◎地域生物多様性増進法（2025年） 生物多様性保全活動を法的に位置づけ、自治体・企業・NPOの連携推進。</p>
脱炭素とグリーンインフラの推進	<p>◎ゼロカーボンシティの拡大 CO₂排出実質ゼロを目指す地方自治体の取組が進展。</p> <p>◎流域治水 河川改修、洪水調節施設等の整備の加速化や、流域の既存施設の活用や住まい方の工夫等について流域全体で総合的かつ多層的な対策の実施</p> <p>◎グリーンインフラ推進戦略（2023年） 自然の機能を活かした防災・減災、環境共生型まちづくりを全国的に推進。自然を社会基盤に組み込む都市政策へ。</p>
都市構造と公園緑地・オープンスペースの連携強化	<p>◎立地適正化計画との連携強化 緑の基本計画との調和・連携が規定され、緑をまちの骨格とする都市構造の再構築の推進。</p> <p>◎居心地が良く歩きたくなるまちなかづくり（ウォークアブル） 公共空間を活用した官民連携によるまちなか再生が全国で進展。 → 緑と人が共存する「歩きたくなる都市空間」の形成</p>

(3)社会動向と小田原市の都市特性を踏まえた緑のまちづくりの戦略

緑のまちづくりの社会的潮流	人口減少社会と持続可能性への転換
<ul style="list-style-type: none"> ● 「量の確保」から「質とネットワークの形成」へ ● 「行政主導」から「官民連携・地域協働」へ ● 「単体整備」から「都市構造との一体化」へ <p>近年のまちづくりでは、緑を単なる景観要素や環境資源としてではなく、地域の魅力向上や防災・健康・観光など多面的な価値を生み出す社会的基盤（グリーンインフラ）として捉える動きが広がっています。</p> <p>国の法制度面でも、都市緑地法や都市公園法の改正をはじめ、生物多様性や脱炭素の視点を踏まえた新たな政策体系が整備され、緑の保全・創出を行政のみならず、企業や市民も担う仕組みづくりが進展しています。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 人口減少・高齢化による地域管理力の低下 ● コンパクト+ネットワーク型都市への再編 ● 市民協働による公共空間の維持活用の必要性 <p>全国的な人口減少・少子高齢化の進行により、都市の維持管理コストや公共空間の管理負担が増大し、まちづくり全体においても持続可能性の視点が求められています。</p> <p>緑地や農地の維持、地域活動の担い手確保、公共施設の適正配置など、都市運営の効率化と地域環境の質をどう両立するかが重要な課題となっています。</p>

小田原市の都市特性を踏まえた緑のまちづくりのあり方

小田原市は、海・山・川に囲まれた自然条件のもとで、水資源・森林・農地・海産物などの恵みを活かしながら発展してきた都市です。このような自然と都市が近接する地理的特性は、近年の「自然共生型のまちづくり」「地域資源を活かしたローカル循環」への転換と高い親和性をもっています。

一方で、市街地の分散や人口減少の進行により、緑や農地の維持管理が難しくなりつつあり、「守る緑」から「活かす緑」への転換が求められています。豊かな自然資源は、グリーンインフラや観光資源として活用可能であり、人口減少下でも、自然を活かした暮らしや地域循環のモデル都市になり得ます。このため市民・企業・行政の協働により、維持管理と活用を両立させる体制づくりが重要です。合わせて利用者のニーズの変化を踏まえてみどりの機能を柔軟に整備・誘導していくことが効率的な運用に繋がります。

小田原市は、歴史的にも自然と共生しながら発展してきた都市であり、「環境と調和した持続可能なまちづくり」を実現するための基盤を有していることから、今後は、緑を防災・健康・観光・教育など多様な分野と結びつけ、市民が主体となって活かし続ける“循環型の緑のまちづくり”へと発展させていくことが求められます。